

財産の価額の評定等に関するガイドライン（中間報告）

平成16年 5 月17日
改正平成19年 5 月16日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	1
I 本ガイドラインの目的と財産評定等に関する法規	3
本ガイドラインの目的	3
財産評定等に関する法規	3
更生手続開始時の貸借対照表の財産評定	3
更生計画認可時の貸借対照表の財産評価	4
その他の参考資料に関する財産評価	4
財産評定等の考え方	5
II 更生手続と財務書類の作成	6
主要な更生手続とスケジュール	6
更生手続と事業年度	6
各種貸借対照表の作成	6
財産評定前貸借対照表の記載例と注記	7
財産評定後貸借対照表を作成するための精算表の記載例	7
財産評定後貸借対照表の記載例と注記	7
認可前基準日貸借対照表の記載例と注記	8
認可決定時貸借対照表の記載例と注記	8
III 更生手続と会計処理	9
開始決定時の処理	9
オンバランス処理	9
第三者に対する保証債務のオンバランス処理	9
リース取引のオンバランス処理	9
受取手形の割引のオンバランス処理	10
債権と債務残高の相殺及び銀行取引残高間の相殺処理	10
資産の実在性、評価の妥当性と負債の網羅性等の見直し	10
更生手続開始前の原因に基づいて生じた債権の分類	10

認可前基準日の処理	11
財産評定結果、債権の届出及び調査の結果等を反映する時点	11
認可決定時以降の処理	12
のれんの計上	12
事業計画の見直しによる資産の評価替え	12
再構築引当金	12
税効果会計	12
欠損金のてん補	13
増資減資処理	13
デット・エクイティ・スワップ（D E S）	13

IV 第83条時価 **14**

第83条時価を採用するに至った経緯	14
第83条時価に係る定義	14
企業会計の時価と市場価格	14
鑑定価値（鑑定評価額）	15
不動産鑑定評価基準による価格概念	15
第83条時価において用いられる価値、価額等の定義	15
現在価値	15
回収可能価額	15
正味売却価額	16
正味実現可能価額	16
再調達原価	16
使用価値	17
科目別第83条時価	17
現金預金	17
金銭債権	17
将来債権	18
事前求償権	18
たな卸資産	18
集合動産	19
販売用不動産等	19
前払費用（長期前払費用を含む。）	21
事業用不動産	21
工場財団抵当の対象資産	22
環境修復費用（土壌・地下水汚染の浄化費用等）	23
土地再評価法適用の土地	23
投資不動産	24
遊休資産	25

リース資産	25
無形固定資産	26
知的財産権	27
有価証券（投資有価証券を含む。）	28
時価のない債券の取扱い	32
時価のない証券投資信託の取扱い	32
その他の投資	32
繰延税金資産及び繰延税金負債	33
繰延資産	33
負 債	33
金銭債務と債権の届出及び調査	33
退職給付引当金	34
デリバティブ取引	34
V 事業全体の価値	36
事業全体の価値	36
事業全体の価値を評価する目的	36
評価を実施する時期	36
事業全体の価値の評価方法	36
事業全体の価値と弁済する更生債権等との関係	37
事業全体の価値とのれんとの関係	37
D C F法による事業価値の算定の意義	38
D C F法を採用する場合の基本的留意事項	38
キャッシュ・フロー・アプローチ	38
将来キャッシュ・フローの見積りと見積期間	38
残存価値	39
割引率	39
乗数法による事業価値の算定の意義	40
乗数法を採用する場合の基本的留意事項	40
財務指標	40
類似上場会社の選択	41
評価基準日後に見込まれる事業再構築のための支出	41
VI 処分価額	43
処分価額の意義と種類	43
予定処分価額（施行規則第2条で規定する処分価額）	43
清算処分価額（施行規則第3条で規定する処分価額）	43
清算を前提として評価する目的	44
評価する時期	44
科目別処分価額	44

現金及び預金	44
金銭債権（受取手形・売掛金・貸付金・未収入金等）	45
事前求償権	45
たな卸資産	45
有価証券（子会社・関連会社株式を含む。）	45
前払費用（長期前払費用を含む。）	46
未収収益	46
不動産（借地権を含む。）	46
その他償却資産	46
リース契約	47
無形固定資産	47
敷金・保証金・建設協力金.....	47
会員権	47
保険契約	47
繰延資産	47
繰延税金資産及び繰延税金負債.....	47
金銭債務	47
退職給付引当金及び解雇手当等.....	48
デリバティブ取引	48
科目表示	48
破産配当率の試算	48
清算貸借対照表の作成	48
巻末 図表による解説.....	49
図表 更生手続のスケジュールの例示	49
巻末 記載例による解説.....	50
記載例 1 財産評定前貸借対照表	50
記載例 2 財産評定後貸借対照表を作成するための精算表	51
記載例 3 財産評定後貸借対照表	53
記載例 4 財産目録（財産価額評定総括表）	54
記載例 5 財産目録（財産価額評定内訳明細表）	56
記載例 6 認可前基準日貸借対照表	58
記載例 7 認可決定時貸借対照表	60
記載例 8 清算貸借対照表の様式	63
巻末 設例による解説.....	64
設例 1 事業全体の価値（DCF法）	64
設例 2 事業全体の価値（乗数法）	67
設例 3 破産配当率の試算の設例	70

参考文献	72
------------	----

はじめに

更生会社の財産評定に関する会計実務は、今まで、必ずしも明確でなく、会計処理方法も統一されておらず、また一方で、管財人等の利害関係者からも財産評定が分かりにくい内容との意見が出されていた。このたび改正会社更生法が施行されるに当たって、このような状態を少しでも改善すべく、当協会会長からの諮問を基に、更生会社の会計実務を経験された会員を中心にして経営研究調査会の中に財産評定専門部会を設置し、そこでの議論を基に、平成15年7月に「財産の評定等に関するガイドライン（案）」を公開草案として公表した。

同ガイドライン（案）に対し内外から多くの意見が寄せられ、これらを基に見直しを行い、ここに経営研究調査会研究報告第23号「財産の価額の評定等に関するガイドライン（中間報告）」（以下「本ガイドライン」という。）を取りまとめた。

このたび施行された改正会社更生法は、手続の早期化を掲げ、特に会計実務処理面において諸種の見解がある財産評定基準の事業継続価値を時価に変更しており、本ガイドラインもこの時価を中心にして検討を行った。特に、現行企業会計においても時価会計に部分的に移行してきており、現行企業会計上での時価との関連性についても配慮した。また、財産評定で用いる時価以外の事業全体の価値や処分価額といった概念についても、更生会社におけるその利用局面とともに、その検討を行った。

さらに、更生会社は、その手続過程において、それぞれの目的に沿った諸種の貸借対照表を作成しており、これら諸種の貸借対照表についての様式例と必要とされる追加情報の記載事項の検討を行い、その結果を取りまとめた。加えて、事業全体の価値や破産配当率の試算等について設例を設けた。

以上の検討過程を踏まえ、かつできるだけ実務上の懸案事項を取り上げて本ガイドラインを取りまとめたが、ここに記載した会計処理等については、これ以外の処理を否定するものではなく、より合理的な会計処理であれば、当該処理も当然に認められるものと考えている。

改正会社更生法に基づく実務はスタートしたばかりで、必ずしも財産評定等の実務が定着している状態とはいえないが、このような状況の下で、本ガイドラインを公表することは、実務に役立つことと、今後の倒産実務の変化に対応する検討の基礎となることにある。将来、倒産実務の変化に対応し、本ガイドラインを改正する必要性もあると考えられることから、本ガイドラインを中間報告とした。

当調査会への諮問事項は、会社更生法に限定しておらず、民事再生法の財産評定や私的整理における同種の問題についても言及する必要があった。しかし、財産評定に関する規定が多く含まれる会社更生法上の会計とその実務をまず明らかにすることを目標とした結果、民事再生法等の財産評定への言及については、別の機会に行うこととした。

平成16年5月17日

追 記

平成16年5月17日に経営研究調査会研究報告第23号「財産の価額の評定等に関するガイドライン（中間報告）」を公表した。その後、平成18年2月に公布された会社法施行規則、平成18年3月に改正された会社更生法施行規則等の内容も取り込み、同ガイドラインを改訂した。そして、同ガイドラインを補完する目的で、「財産評定等に関するQ&Aと事例分析」を公表する運びとなった。

平成19年5月16日

I 本ガイドラインの目的と財産評価等に関する法規

本ガイドラインの目的

1. 本ガイドラインは、会社更生法で規定している財産の価額の評価等（以下「財産評価等」という。）に関するガイドラインを示すものであり、更生手続開始時における時価による評価基準に基づく貸借対照表、財産目録の作成、及び更生計画認可決定時における貸借対照表、財産目録の作成についてのガイドラインを示す。また、管財人が裁判所の指示により作成する事業全体の価値や処分価額に関する情報についても、その作成についてのガイドラインを示す。

財産評価等に関する法規

2. 財産評価等に関する法規は、次のとおりである。
 - ① 会社更生法（平成14年12月13日公布 法律第154号。以下「更生法」という。）最終改正平成18年3月31日法律第10号
 - ② 会社更生規則（平成15年2月19日公布 最高裁判所規則第2号。以下「更生規則」という。）最終改正平成18年2月8日最高裁判所規則第2号
 - ③ 会社更生法施行規則（平成15年3月18日公布 法務省令第14号。以下「施行規則」という。）最終改正平成18年3月29日法律第28号
 - ④ 会社法施行規則（平成18年2月7日公布 法務省令第12号）
 - ⑤ 会社計算規則（平成18年2月7日公布 法務省令第13号）
3. 更生法第83条において、更生手続開始時における財産評価等に関する評価基準は、時価によること（同条第2項）と規定し、また財務書類として、①更生手続開始時における貸借対照表及び財産目録（同条第3項）、②更生計画認可時における貸借対照表及び財産目録（同条第4項）を規定している。

更生規則第23条では、更生手続開始時の貸借対照表等における、財産の価額の評価に関する資料の提出を規定している。施行規則第1条第1項は、更生法第83条第4項の貸借対照表等に記録する財産の評価について規定し、財産の評価に当たって会社計算規則第5条及び第6条を準用することを定めている。なお、会社更生法改正要綱試案や同要綱は、財産評価等に関する改正の経緯を理解するのに役立つ。

更生手続開始時の貸借対照表の財産評価

4. 更生手続開始時において作成する貸借対照表等の評価基準は、更生法第83条第2項に規定する時価による。
5. 更生手続開始時に行う財産評価では、①更生会社の資産状態を正確に把握する、②更生会社の会計の具体的基礎を与える、及び③利害関係人の権利範囲を明確化するという目的が重視される。

6. 上記第4項の更生法第83条第2項の時価については、「IV 第83条時価」(第49項～第168項)において示す。

更生計画認可時の貸借対照表の財産評価

7. 更生計画認可時において作成する貸借対照表等の評価基準は、会社計算規則第5条及び第6条の規定するところによるとされる。なお、更生手続開始時に時価で評定した財産については、施行規則第1条第2項により当該財産の評定価額が会社計算規則上の取得価額とみなされる。この財産評定の手続によって、更生会社は、従前の帳簿価額とは無関係に、時価により評価された価額を取得価額として、新たな財務報告を行うことになる。
8. 更生会社は更生計画認可時の貸借対照表においてのれんの計上を行うことができる(施行規則第1条第3項)。こののれんは、事業全体の価値が個々の資産の時価を基に計算した総額を上回ったときに正ののれんを、下回ったときに負ののれんを認識、測定できる。
9. 更生計画において更生会社の財産を譲渡する旨及びその対価、相手方その他の事項が定められているときは、当該財産については処分価額を付すことができる(施行規則第2条)。
10. 更生計画が更生会社の事業の全部の廃止を内容とするものである場合には、更生会社に属する一切の財産につき、処分価額を付さなければならない(施行規則第3条)。

その他の参考資料に関する財産評価

11. 上記第4項で記載した貸借対照表等のほかに、必要があると認めるときには、上記の評定と異なる時点又は異なる評価の基準により、更生会社に属する一切の財産の評価、その他の更生計画案の当否の判断のために参考となるべき事項を記録した書類を提出させることができるとしている(更生規則第51条第1項)。
- 上記の評定と異なる評価時点としては、更生計画認可時前の時点、例えば、更生計画認可時の3か月前の日、更生手続開始時後10か月を経過した日等(以下「認可前基準日」という。)が考えられる。また、異なる評価の基準としては、事業全体の価値基準、清算処分価額基準が考えられる。
12. 認可前基準日貸借対照表等のその作成目的は、利害関係人等に更生計画の遂行可能性と権利分配の公正、衡平等を判断するための情報を提供することにある。この目的の下では、更生計画の具体的な内容や、企業ないし事業をどのような方向で再建し、どのような収益を上げ、それを原資にどのように権利者に対して分配をするかが重視される。
13. 上記第11項の事業全体の価値については、「V 事業全体の価値」(第169項～第187項)において示す。
14. 上記第11項の清算処分価額については、「VI 処分価額」(第188項～第222項)において示す。

財産評定等の考え方

15. 財産評定等の考え方は、次のとおりである。

まず、更生手続開始時においては、更生会社の全資産が旧所有者から更生債権者、更生担保権者等に移転したものと考えられる。そして、財産評定に当たっては、事業の清算を前提とするのではなく、事業の継続を前提とした個々の資産の時価が付される。

次に、更生計画認可時においては、更生債権者、更生担保権者等に移転した更生会社の財産、資源等を、更生計画の下で再構築し、収益性を改善した事業の下に、新たな会社所有者へ事業全体が譲渡されたものとして経済実態を擬制できる。

16. 事業全体の価値が個々の資産の時価総額よりも低い場合には、事業継続の意義が認められず、不採算事業の廃止や会社の清算手続がとられることが多い。その場合には、不採算事業に係る個々の資産で更生計画において譲渡が予定されているものについては、予定処分価額（第189項及び第190項参照）が付され、また、会社自体に清算手続がとられるときには、債権者への配当額の試算のために個々の資産を清算処分価額によって評価した貸借対照表が作成される。

II 更生手続と財務書類の作成

主要な更生手続とスケジュール

17. 更生手続は、裁判所の監督の下、管財人の主導によって進められるものであり、かつ、更生会社の規模、業態、資産状態等には大きな差異が存するため、事案により少なからぬ差を生ずるが、標準的なスケジュール、主要な手続と各種の貸借対照表及び財産目録の作成時点は、巻末の「図表による解説」の「図表 更生手続のスケジュールの例示」のとおりとなる。

更生手続と事業年度

18. 更生会社については、開始決定時で事業年度は終了し、続く事業年度は更生計画認可決定時までとなる。なお、税務上は更生手続の開始決定から1年後に申告のために決算を行うことから、開始決定時から更生計画認可決定時までに1年以上経過する場合には、上記事業年度の途中において税務申告のための決算を行う。

各種貸借対照表の作成

19. 更生手続において、管財人が作成する貸借対照表には、次のものがある。
- ① 更生手続開始時における貸借対照表（以下「開始決定時貸借対照表」という。）
更生手続開始後、早期に作成することとなる貸借対照表には、財産評価作業前に作成する「財産評価前貸借対照表」と財産評価作業後にその評価結果を反映した「財産評価後貸借対照表」とがある。開始決定時貸借対照表は、通常、後者の財産評価後貸借対照表を意味する。
 - ② 更生計画認可時前の一定の基準時における貸借対照表（以下「認可前基準日貸借対照表」という。）
 - ③ 更生計画認可決定時における貸借対照表（以下「認可決定時貸借対照表」という。）
20. 管財人は、財産評価後貸借対照表と財産目録を財産評価後に作成し、裁判所に提出するとともに、更生計画認可・不認可の決定の確定時、更生手続開始の決定を取り消す決定の確定時、又は更生手続廃止の決定の確定時まで、更生債権者又は株主等が主たる営業所において閲覧できる状況に置く措置をとらなければならない（更生規則第24条）。
21. 更生手続において作成される各種貸借対照表の作成基準日、評価・評価基準を表にまとめると次のとおりである。

各種貸借対照表の種類	作成基準日	評価・評定基準	備 考
1. 財産評定前貸借対照表	更生手続開始 決定日現在	・会社計算規則	・会計帳簿に基づき作成する。 ・更生手続開始時をもって終了する事業 年度は、定時株主総会は開催しない が、税務申告書のために損益計算書を作 成する。
2. 財産評定後貸借対照表 (更生法第83条第3項に 定める貸借対照表)	更生手続開始 決定日現在	・更生法第83条第 2項	・財産評定前貸借対照表を基に精算表を 用いて作成する。 ・財産目録を作成する。
3. 認可前基準日貸借対照表 (更生規則第51条第1項 による裁判所の命令に より作成する。)	財産評定後、更 生計画案認可 時前の一定の 基準日	① 会社計算規則 ② 更生規則第51 条	・財産評定額をみなし取得価額として作 成する。 ・事業全体の価値によって弁済可能債務 総額を計算し、必要に応じてのれんを 計算する。 ・破産を前提とした清算貸借対照表を作 成する。
4. 認可決定時貸借対照表 (更生法第83条第4項に 定める貸借対照表)	更生計画認可 日現在	① 会社計算規則 ② 施行規則第1 条～第3条	・財産評定額をみなし取得価額として作 成する。 ・更生計画において更生会社の財産を譲 渡する旨、対価等が定められていると きは、当該資産に処分価額を付すこと ができる。 ・のれんを計上することができる。 ・更生計画が更生会社の事業の全部の廃 止を内容とするものである場合には、 清算貸借対照表を作成する。 ・財産目録、損益計算書を作成する。

財産評定前貸借対照表の記載例と注記

22. 財産評定前貸借対照表の記載例は巻末の「記載例による解説」の記載例1のとおりである。なお、同貸借対照表の注記は、通常 of 会社計算規則で求められる注記に加え、同規則第144条に基づき、例えば、次の事項を記載する。

- ① 更生手続開始の申立てによりオンバランスした債務の内容と金額
- ② 更生法第42条に規定する債権届出期間の満了までに相殺が見込まれる残高

財産評定後貸借対照表を作成するための精算表の記載例

23. 財産評定後貸借対照表の作成は、精算表を用いて財産評定前貸借対照表を基に債権債務の相殺、財産評定損益、債権の届出及び調査結果等を反映して行う。その記載例は巻末の「記載例による解説」の記載例2のとおりである。

財産評定後貸借対照表の記載例と注記

24. 財産評定後貸借対照表の記載例は巻末の「記載例による解説」の記載例3のとおりである。なお、同貸借対照表の注記としては、次の内容が望ましい。

- ① 財産評定において採用した主な資産別の時価評定方法

② 額未定債権の取扱い

③ その他の追加情報

25. 財産評価後貸借対照表の内訳となる財産目録は、「財産価額評価総括表」と「財産価額評価内訳明細表」により構成され、前者は巻末の「記載例による解説」の記載例4、後者は記載例5のとおりである。

認可前基準日貸借対照表の記載例と注記

26. 認可前基準日貸借対照表の記載例は巻末の「記載例による解説」の記載例6のとおりである。なお、同貸借対照表の注記としては、次の内容が望ましい。

① 事業全体の価値の内訳と金額

② 事業全体の価値を超える負債の額

③ 事業全体の価値の額の算定に関する重要な事項

ア. 事業全体の価値の算定に用いられた評価手法

イ. キャッシュ・フロー予測

ウ. 採用した割引率

エ. 残存価値の算定手法

オ. その他

④ その他

認可決定時貸借対照表の記載例と注記

27. 認可決定時貸借対照表の記載例は巻末の「記載例による解説」の記載例7のとおりである。なお、同貸借対照表の注記は、通常の会社計算規則で求められる注記に加え、同規則第144条に基づき、例えば、次の事項を記載する。

① 更生計画の概要

② 額未定更生債権等の取扱い

③ のれんの算定基礎

III 更生手続と会計処理

開始決定時の処理

オンバランス処理

28. 更生手続の開始決定に伴い、開始決定前には簿外処理が認められていた取引であっても、債権の届出及び調査の対象となり、更生計画により債権の権利変更が行われる。したがって、簿外処理が認められていた取引のオンバランス処理が行われる。その主な取引として次のものがある。

- ① 第三者に対する保証債務
- ② リース取引
- ③ 受取手形の割引

第三者に対する保証債務のオンバランス処理

29. 保証人につき更生開始決定がなされた場合、通常、保証債務につき期限の利益は失われ、保証債務の履行を請求される可能性が高くなる。法律上も、債権者は保証人に対し、開始決定時に有する債権額の全額につき、更生債権者として権利を行使できるとされている（更生法第135条第2項、破産法第104条）。したがって、開始決定時点で保証債務（負債）を認識し、計上することが必要となる。この場合、見返り勘定として、事前求償権（資産）を資産計上することになる。

上記の期限の利益の喪失とは、契約の当事者間であらかじめ定めた弁済期限が到来する前に、当事者間の契約で定めた一定の事由や民法第137条各号に定める下記事由が生じたときに、直ちに債務を弁済すべき義務が生じることをいう。

- ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき
- ② 債務者が担保を毀損、減少したとき
- ③ 債務者が担保を供する義務があるのに供しないとき

リース取引のオンバランス処理

30. リース債務のうち、いわゆるファイナンス・リース契約におけるユーザー側の会計処理については支払リース料を支払時の費用として処理する（賃貸借処理）場合が多い。更生手続において、リース料債務は共益債権か更生債権（一部更生担保権）かが争われてきたが、最高裁は、フルペイアウトのファイナンス・リースにつき、実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものであり、リース料債務は契約成立と同時にその全額について発生するものとして、更生債権と判断した（最判平7. 4. 14、民集49巻4号1063頁）。この最高裁判決に従い、リース料債権を更生債権として扱うことを前提とすれば、開始決定時点において、リース資産（資産）と、リース債務（負債）を計上することが必要となる。

受取手形の割引のオンバランス処理

31. 手形を銀行で割り引く場合、通常、銀行取引約定書において、銀行が割引手形について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行の請求によって、手形を割引譲渡した会社は、その手形の買戻債務を負うこととされている。このため、更生手続開始決定時点で割引手形買戻債務（負債）を認識し計上することが必要となる。この負債を計上した場合、見返り勘定として受取手形（資産）を計上することになる。

債権と債務残高の相殺及び銀行取引残高間の相殺処理

32. 更生手続において、相殺権行使の要件は、①手続開始時における債権債務の存在、②債権届出期間満了前の相殺適状であり、その行使期間は債権届出期間満了前までである（更生法第48条第1項、相殺禁止の場合につき第49条各号）。更生手続開始前の原因に基づいて生じた債権と債務残高及び銀行取引残高間の相殺処理は、原則として、取引先より入手した相殺通知書を基に、その適法性を確認した上で処理される。また、開始決定時ではこれら相殺通知の未達等の状況にあることが多いため、財産評定前貸借対照表で、予定されるすべての債権と債務残高及び銀行取引残高間の相殺処理が行えない状況にある。開始決定時までに取引先から相殺通知が到達していない残高については、会計上、相殺処理を行わず、それ以降に作成する貸借対照表に反映させる。ただし、財産評定後貸借対照表においては、開始決定時以降に入手した相殺通知を含めて、相殺処理を行う。

資産の実在性、評価の妥当性と負債の網羅性等の見直し

33. 更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分権限を有する管財人（更生法第72条第1項）は、資産、負債（債務、引当金）の帳簿価額について、資産の実在性、評価の妥当性及び負債の網羅性等について見直しを行う。

更生手続開始前の原因に基づいて生じた債権の分類

34. 財産評定後貸借対照表においては、更生手続開始前の原因に基づいて生じた債権を、次のように分類表示する。なお、更生手続開始後に発生した債権は、原則として、共益債権として取り扱われる。

- ① 更生担保権
- ② 優先的更生債権
- ③ 一般更生債権
- ④ 開始後弁済少額債権

上記のうち、①から③は更生計画に従って弁済され、④の開始後弁済少額債権は、裁判所の許可を得て更生計画外によって弁済される（更生法第47条第5項）。

更生担保権

35. 更生担保権とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は会社法の規定による留置権に限る。）の被担保債権であって、更

生手続開始前の原因に基づいて生じたもの等のうち、当該担保権の目的である財産の価額が、財産評定の評価基準と同様に更生手続開始時における時価であるとした場合、当該担保権によって担保された範囲のものである（更生法第2条第10項）。

優先的更生債権

36. 優先的更生債権は、更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権のうち、一般の先取特権等の一般の優先権があるものをいう。具体的には、従業員の給与債権、退職金債権などのいわゆる労働債権、税金・社会保険料債権などのいわゆる租税債権等がこれに当たる。更生計画においては、弁済額、弁済期間等の点で一般更生債権に比して優先的に取り扱われる。

一般更生債権

37. 一般更生債権は、更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権のうち、更生担保権、優先的更生債権、共益債権に当たらないものをいう。通常は、更生計画により相当の減免を受けるものである。

開始後弁済少額債権

38. 開始後弁済少額債権は、裁判所の許可を得て更生計画外で弁済される債権であり、認可決定時までに弁済される（更生法第47条第5項）。この弁済は、少額債権者を含めて更生計画を立案することについての経済的・手続的負担を軽減させる目的や取引債権の弁済を行うことにより更生会社の事業継続を図る目的から行われる。

認可前基準日の処理

財産評定結果、債権の届出及び調査の結果等を反映する時点

39. 財産評定に基づく財産評定結果は、精算表を用いて開始決定時の財産評定後貸借対照表に反映される。また、同評定結果は、更生計画認可決定時以降に作成する貸借対照表の資産の取得価額とみなされ、開始決定時又は認可決定時までの間の会計取引として処理する。
40. 下記取引の会計帳簿への記帳時点は次のとおりである。
- ① 債権と債務及び銀行取引残高間の相殺処理は、相殺処理に適する時点、すなわち相殺通知受領時点で会計処理する。
 - ② 債権の届出及び調査の結果に基づく修正損益処理は、債権残高を修正することが判明した時点で会計処理する。
 - ③ 更生手続開始前の原因に基づいて生じた債権の更生債権等への振替処理は、債権の届出及び調査後の更生債権等が確定した時点で会計処理する。

認可決定時以降の処理

のれんの計上

41. 更生計画案の決議に近接した時期を基準時として、当該更生計画案の損益見込み等を基に事業全体の価値の評価が行われ、それを基に認可決定時貸借対照表の資産の部又は負債の部にのれんを計上することができる(施行規則第1条第3項前段)。こののれんは、通常、事業全体の価値が更生会社の個別の有形資産及び識別可能無形資産等の時価による資産総額を上回った場合に認識されるが、有形資産及び識別可能無形資産に帰属させることができない。なお、下回った場合には負ののれんを計上する事ができる。

のれんは、更生計画の認可後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他合法的な方法により規則的に償却しなければならない。

事業計画の見直しによる資産の評価替え

42. 開始決定時において事業の用に供していた資産が、その後の事業計画の見直しにより当該事業が将来廃止されることとなり、当該資産が処分予定とされる場合には、開始決定時の時価による評定額を取得価額とみなして処理した上で、認可決定時貸借対照表において、処分価額を付すことができる(施行規則第2条)。

再構築引当金

43. 更生会社の事業の廃止又は縮小を伴い、かつ、次の事項に関連する更生計画の概要を決定している場合には、この決定に伴い生ずる費用を見積もり、再構築引当金を設定する。

- ① 更生会社の従業員に対する解雇費用の補償支払
- ② 更生会社の設備の閉鎖
- ③ 更生会社の生産ラインの削減
- ④ 更生会社が更生手続申立前の契約を解除することを関係者に計画認可決定までに伝えたため、負担付となった当該契約の解除

なお、上記の費用の見積りのうち、資産の評定に当たって資産より控除された費用は、引当金の対象から除外する。

税効果会計

44. 更生計画認可決定時において、「税効果会計に係る会計基準」の認識の要件を満たす将来一時差異に対して税効果を認識しない場合には、資産の過小計上、負債の過小計上となる場合もあり、将来の経営成績に影響を与えることになる。

したがって、更生手続開始決定時に認識されていなかった繰延税金資産及び繰延税金負債であっても、更生計画認可決定時において「税効果会計に係る会計基準」の認識の要件を満たすこととなる場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識する。

45. 更生計画認可決定時に繰越欠損金控除の利用を合理的に見積もり、繰延税金資産を計上し、また一方、将来キャッシュ・フロー見込額に基づく事業全体の価値と更生会社の

個別資産の時価総額を基にのれんを認識する場合がある。この場合、繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上とのれんの計上とが二重にならないように留意する。

欠損金のてん補

46. 認可決定時をもって終了する事業年度及びそれ以降の事業年度において、資本準備金、利益準備金、別途積立金等をもって欠損金のてん補が行われる。

増資減資処理

47. 更生計画に基づき増減資を行う場合には、その手続は、通常、認可決定後に自己株式の取得、当該株式償却、資本金の額の減少及び増資が実施されることから、認可決定時の翌年度の計算書類に増減資が反映される。

デット・エクイティ・スワップ（DES）

48. デット・エクイティ・スワップとは、会社債権者と会社の合意に基づいて、会社の借入金等の債務（債権者側からみて貸出債権等）を株式とする取引である。一般に更生手続においては、更生計画の中で、債権者が債権の一部を現物出資する方法によって行われる。

IV 第83条時価

第83条時価を採用するに至った経緯

49. 旧会社更生法において、個々の財産あるいは担保権の目的の価額は更生会社の事業継続を前提とする財産評定によることとされていたが、いわゆる「事業継続価値（ゴーイング・コンサーン・バリュー）」に係る取扱いに、実務上、帰一するものがなかった。そこで、改正会社更生法では、財産評定の客観的評価基準を明確にし、透明性を高めることにより紛争を回避し迅速な処理を達成するために、その評価基準として「事業継続価値」に代えて「時価」を採用した。改正会社更生法での財産評定は、新しくスタートする更生会社の会計の具体的基礎を与えるため、更生手続開始時に時価で評定した財産の評定金額が、会社計算規則上の取得価額とみなされる。
50. 更生手続開始時点では、客観的な事業全体の価値の算出が困難な状況であることが想定されるため、更生手続開始時の財産評定においては、事業全体の価値の算定を不要とし、個別財産についての評定を行う（更生法第83条第1項、第2項）。
51. 更生法では、更生担保権の目的物の評価基準を財産評定の評価基準と同様に「時価」としているが、評価基準を同一にした主たる理由は、財産評定の基準と同一にすることにより手続構造の理解を容易にし、手続コストと時間を節約できることと、従来、継続企業価値として評定することにより、更生担保権者の権利が不当に侵害される場合があったとの批判に応えたためである。

第83条時価に係る定義

52. 更生手続開始時において作成する貸借対照表等の評定基準は、更生法第83条第2項に「時価によるものとする」と規定されている。この時価には、①企業会計の「時価」を意味するものと、②企業会計上「時価」ではないが、代替的に又は特定のにある価額によるもの（例えば、第73項の金銭債権、第82項以下のたな卸資産、第139項の金融商品会計基準における時価のない株式の評価等を参照）とが考えられる。上記①のみならず②を含め、更生法第83条の時価（以下「第83条時価」という。）とする。

企業会計の時価と市場価格

53. 企業会計の時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。
54. 公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の現在の取引において、資産（又は負債）の購入（又は負担）又は売却（又は弁済）を行う場合のその価額である。
55. 市場価格は、①資産の効用、②将来キャッシュ・フロー、③キャッシュ・フローに付随する不確実性、④市場参加者がその不確実性を負担する際に要求する金額（リスク・プレミアム）について、すべての市場参加者による合意を反映するものである。

56. 市場価格が存在しない場合には、類似資産の市場価格や現在価値による評価方法、その他の評価方法により合理的に算定された価額を適用する。
57. 合理的に算定された価額を見積もるために、会計以外の特定分野における専門家の意見を利用しなければならないときがある。例えば、対象資産の権利の確定について弁護士に、市場性を有する不動産の正常価格や特定価格の鑑定評価額について不動産鑑定士に、さらに、工場財団評価等における機械評価について機械設備の専門家に、それぞれの見解を求める必要性が発生する。

鑑定価値（鑑定評価額）

58. 専門家による鑑定価値を用いる場合には、不動産鑑定士等が採用した方法、仮定及びそれら適用の適切性、合理性を理解し、本ガイドラインにおける規定に準拠していることを検討する必要がある。

不動産鑑定評価基準による価格概念

59. 不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）において、市場性を有する不動産の価格は正常価格と特定価格に分類されている。また、ここでの正常価格は、「市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格」として定義されている。

客観的評価基準としての正常価格は、更生法における財産評定制度の機能の1つである「更生会社の資産状態を正確に把握する」ための時価と目的適合性を有するものである。

一方、特定価格は、「市場性を有する不動産について、法令等による社会的要請を背景とする評価目的の下で、正常価格の前提となる諸条件を満たさない場合における不動産の経済価値を適正に表示する価格」として定義されている。

特定価格は一般的な市場での取引を前提とせず、法的措置又は契約上等の理由で債務者が資産の即時の売却を余儀なくされる等の場合も含むため、通常の正常価格とは乖離することがある。更生会社が破産した状況を前提に直ちに不動産を処分し事業を清算する場合の適正な清算処分価額等は、不動産鑑定評価基準上で特定価格に分類されるものと理解される。

第83条時価において用いられる価値、価額等の定義

現在価値

60. 現在価値とは、将来キャッシュ・フローの見積額をその見積期間について一定の割引率を用いて割り引いた総額としての現在価額をいう。

回収可能価額

61. 回収可能価額とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。更生会社は、資産又は資産グループに対する投資を売却か使用のいず

れかの手段によって回収するため、売却による回収額である正味売却価額と使用による回収額である使用価値のいずれか高い方の金額が固定資産の回収可能価額として算定される。

62. 短期に処分が計画されている資産の場合には、正味売却価額のみ計算によって回収可能価額を決定することを認める。逆に、継続的に資産を使用することを計画しており、かつ、売却処分してもスクラップ価値しか見込めない場合には、使用価値のみを計算することによって回収可能価額を決定することも認められる。

正味売却価額

63. 正味売却価額とは、資産又は資産グループの売却価額から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。
64. 正味売却価額は、観察可能な市場又は拘束力のある契約が存在しない場合には、更生会社が財産評定基準日において、取引に関して知識のある自発的な当事者間により独立第三者条件による資産の売却について入手し得る、処分費用を控除した最善の情報に基づき、決定されることとなる。この金額決定に当たっては、更生会社は類似資産の最近の取引事例を参考とする。
65. 正味売却価額は正味実現可能価額と類似すると考えられるが、次の点で両者は異なっている。
- ① 正味売却価額は十分な知識をもち自発的に取引を行う買手と売手の間で合意した売却価額を想定しているが、正味実現可能価額にそのような条件は特に要求されていない。
 - ② 正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想売価を算定するものである。一方、正味売却価額は、更生会社が資産の売却を強いられている場合には、強制された売却価格として算定されることがある。

正味実現可能価額

66. 正味実現可能価額（「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四）とは、売価からアフター・コストを差し引いた価額である。
67. 正味実現可能価額は、貸借対照表日現在の資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額である。

再調達原価

68. 再調達原価（「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四）とは、資産又は資産グループを再取得するために通常要する購入予想額である。
69. 再調達原価は、資産の使用又は売却処分により回収できる将来の経済的な便益を測定していないため、回収可能価額を測定する目的に用いることは適切でない。

使用価値

70. 使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。ここでいう使用価値は、市場参加者が想定する資産の利用方法ではなく、更生会社に固有の利用法を前提にして算定される。

科目別第83条時価

現金預金

71. 現金はその券面額を、預金は銀行残高をもって第83条時価とする。したがって、定期預金に関して生じている経過利息は、現金預金には含めず未収収益として計上する。なお、現金扱いされている当座小切手等に劣化が認められる場合には、その額を見積り券面額から控除する。
72. 上記現金預金ほかの外貨建資産、負債の換算に当たっては「外貨建取引等会計処理基準」を用いる。

金銭債権

73. 受取手形、売掛金、貸付金、その他の金銭債権の第83条時価は、債権個々の債権金額から貸倒見積高を控除した金額とする。貸倒見積高の算定に当たっては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(V 1.)で規定する債権の区分(一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等)ごとに行う。
74. 一般債権の貸倒見積高については、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定するのが一般的である。しかし、そのうち営業債権等(子会社、関連会社に対する債権を除く。)は、回収までの期間も通常数か月程度と短く、実際に財産の評定作業を完了する時点では、ほぼ回収が終了していると考えられる。このような営業債権については、貸倒実績率を用いた貸倒見積高を控除しないことができる。
75. 更生手続開始を申し立てた親会社と財務及び営業において重要な取引を行っている子会社及び関連会社がある場合には、同社への債権は、親会社の更生手続開始申立てによる影響を十分に考慮して貸倒見積高を算定する。また、親会社と子会社・関連会社だけでなく子会社間等で保有している債権の評定についても、同様に影響を考慮する。
76. 貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第113項が定める次のいずれかの方法により貸倒見積額を算定する。
- (1) 担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法(財務内容評価法)
 - (2) 債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息

について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当期末までの期間にわたり、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法（キャッシュ・フロー見積法）

77. 破産更生債権等の貸倒見積額の算定については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。また、清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保の処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取り扱う。

将来債権

78. 将来債権とは、弁済期（停止期間）未到来の債権で、発生原因、発生時期、金額等が不確実な債権である。将来債権であっても、債務者、発生原因、債権の種類、支払期、発生期間、金額等が特定できるものは、債権譲渡の対象となる。将来債権を譲り受けている場合、又は譲渡担保として譲り受けている場合、開始決定日時点では債権としての実在性はなくゼロ評価とする。

事前求償権

79. 保証債務及び保証類似行為の金額は、更生手続開始の申立てにより期限の利益を喪失するのが通常であることから、財産評定手続においては注記ではなく、貸借対照表の負債の部に保証債務を計上し、また、その同額を主たる債務者に対する事前求償権として資産の部に計上することになる。なお、債権者への代位弁済が終了している場合には、事前求償権に代えて求償権を用いる。
80. 資産の部に計上された事前求償権又は求償権については、評価性引当金である事前求償権貸倒引当金又は求償権貸倒引当金を計上する。
81. 事前求償権貸倒引当金又は求償権貸倒引当金の設定に当たっては、第74項から第77項の貸倒見積高を準用する。

たな卸資産

82. たな卸資産の第83条時価は、次の価額による。
- ① 商品・製品
正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額
 - ② 半製品・仕掛品
製品販売価格から完成までに要する費用、販売費用、完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額
 - ③ 原材料
再調達原価
83. 販売努力に対する合理的見積利益とは、販売者が通常の営業過程において、商品を販売するのに通常要すると考えられる販売活動に対応して計上される利益である。したがって、貴金属のように販売費用が少額で一定の貨幣価値があり、かつ、相場による即時

的な市場価格が成立し、即時換金性があるものについては、販売価額で評価することになる。

84. たな卸資産のうち担保に供されておらず、金額的重要性が認められないものについては、帳簿価額によることもできる。

85. 品質低下、陳腐化しているたな卸資産、及び大幅な値引きを余儀なくされているたな卸資産の第83条時価は予定処分価額による。

集合動産

86. 倉庫内の在庫商品や工場内の製品のように、個々の物が単一の経済的目的のために集合し、経済取引上一体として取り扱われるものを集合動産という。倉庫内の在庫商品のような変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定することにより、全体として独立の経済価値が認められ、特定された一個の集合物として譲渡担保の目的となり得る。この集合動産としてのたな卸資産の第83条時価は、第82項のたな卸資産に準ずる。

販売用不動産等

販売用不動産等の意義

87. 販売用不動産等は不動産売買を目的とする会社が販売目的で保有する土地、建物等である。これらは法律上不動産であるが、通常の販売の対象となる財貨であることから、たな卸資産としてみなされる。販売を目的とした建設中又は開発中の不動産も販売用不動産に含まれる。

88. 販売用不動産としての開発事業等支出金には、投資不動産として将来使用するための建設又は開発中である不動産は含まれない。

販売用不動産等の分類

89. 販売用不動産の第83条時価の評定に当たって、同不動産を次のように分類する。

- ① 開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産
- ② 開発後販売する不動産

開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産の第83条時価

90. 開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産の第83条時価は、一般のたな卸資産の商品・製品と同様に正味実現可能価額（販売見込額（売価）－アフター・コスト）から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額とする。

開発後販売する不動産の第83条時価

91. 開発後販売する不動産の第83条時価は、一般のたな卸資産の仕掛品と同様に、開発後の不動産の正味実現可能価額から造成・開発原価で今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額とする。

92. 開発の実現可能性が認められない販売用不動産等は、原則として、開発を行わない不動産として評定する。
93. 販売用不動産は、たな卸資産が生産品である場合に比して特殊な価格形成要因が作用する。したがって、販売努力に対する合理的見積利益を合理的に見積もることが困難な場合には、正味実現可能価額から合理的見積利益を控除することを要さず、正味実現可能価額により評定することもできる。

販売見込額とアフター・コスト

94. 販売見込額（売価）の評定に当たって、個別物件ごとの当該販売公表価格又は販売予定価格を用いるが、同価格での販売する見込みが乏しい物件については、販売可能見込額による。また、アフター・コストとしては販売手数料や広告宣伝費等を見積もる。
95. 販売可能見込額の見積りに当たって、市場価格が存在する場合には、その市場価格を適用し、存在しない場合には不動産鑑定士の鑑定評価額、一般に公表されている地価又は取引事例価格、及び収益還元価額等の合理的に算定された価額を適用することができる。

一般に公表されている地価又は取引事例価格とは次のものをいう。なお、これらの価格等を採用するに当たっては、その採用の合理性を慎重に検討する必要がある。

- ① 公示価格、都道府県基準地価から比準した価格
- ② 路線価による相続税評価額
- ③ 固定資産税評価額を基にした倍率方式による相続税評価額
- ④ 近隣の取引事例から比準した価格

（注）いずれの場合も、時点修正、規模、地形、道路付等の要素を比較考慮する。

96. 「不動産鑑定評価基準」によれば、収益還元法の意義は対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより対象不動産の試算価格を求める手法であるとしている。そして、この手法による試算価格は、収益価格とされている。この収益価格を求める方法として、対象不動産の一期間の純収益を還元利回りによって還元する方法（以下「直接還元法」という。）と、連続する複数の期間に発生する純収益及び復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計する方法（Discounted Cash Flow法。以下「DCF法」という。）の2つが掲げられている。
97. 不動産鑑定士が収益還元法を採用する際に用いる還元利回り及び割引率は、共に不動産の収益性を表し、収益価格を算定するのに用いるものであるが、「不動産鑑定基準」によれば基本的には、次のような違いがあるとされている。

還元利回りは、直接還元法の収益価格及びDCF法の復帰価格の算定において、一期間の純収益から対象不動産の価格を直接求める際に使用される率であり、将来の収益に影響を与える要因の変動予測と予測に伴う不確実性を含むものである。

割引率は、DCF法において、ある将来時点の収益を現在時点の価値に割り戻す際に使用される率であり、還元利回りに含まれる変動予測と予測に伴う不確実性のうち、収

益見通しにおいて考慮された連続する複数の期間に発生する純収益や復帰価格の変動予測に係るものを除くものである。

98. 再調達原価は売却処分により回収できる将来の経済的な便益を測定するものではないので、販売用不動産の時価の基礎として用いることは本来適切ではない。

前払費用（長期前払費用を含む。）

99. 前払費用の第83条時価は、開始決定後に提供を受ける役務の内容等を考慮し評定する。具体的には、役務の未提供部分が更生会社の開始決定後継続する事業の費用削減に貢献するかどうかを判断し、貢献すると判断される場合には、開始決定時における未提供部分の支出額をもって第83条時価とする。例えば、今後継続する事業に関連する前払家賃、前払保険料は開始決定後に提供される役務により、支出が軽減されることから、資産計上を行う。

また、貢献すると判断されない場合でも、契約解除により現金回収が見込まれるものについては、回収見込額をもって第83条時価とし、それ以外のものについてはゼロ評価とする。

事業用不動産

事業用不動産の意義

100. 事業用不動産とは、所有者によって、物品の製造若しくは販売又はサービスの提供、又は経営管理目的のために保有される法律上の不動産である。すなわち、事業用の有形固定資産のうち土地、建物等であり、有形固定資産としての下記要件をいずれも満たすものである。

- ① 財貨の生産又は役務の提供に使用する目的、経営管理する目的で企業が保有するもの
- ② 一会計期間を超えて使用されると予測されるもの

事業用不動産として将来使用するために保有する不動産、及び将来開発しその後事業用不動産として使用するため保有する不動産も、事業用不動産の範囲に含まれる。

事業用不動産は、更生会社が更生計画の遂行において使用継続する不動産であり、更生申立以前において事業用不動産であっても、更生計画の遂行上売却対象となるものは含まれない。

事業用不動産の第83条時価

101. 事業用不動産は、土地、建物が一体となって機能する複合不動産として存在する場合が多く、また観察可能な市場価格が存在しない場合が多い。したがって、事業用不動産の第83条時価は、土地、建物を一体として不動産鑑定士の鑑定評価額、収益還元価額等の合理的に算定される価額を適用する。なお、複合不動産であっても土地、建物の個々の資産ごとに評定することができる。
102. 事業用不動産のうち、土地については、不動産鑑定士の鑑定評価額や収益還元価値の

ほかに、第95項の一般に公表されている地価又は取引事例価格の合理的に算定された価額を適用することができる。

103. 事業用不動産のうち、建物については、不動産鑑定士の鑑定評価額や収益還元価額のほかに、再調達価額を求めた上で評価時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価額等の合理的に算定された価額を適用することができる。なお、建物の取得以降評価時点までの物価変動状況を勘案し、変動幅が少ない場合には、取得価額をもって再調達原価とすることもできる。

104. 公正な評価額としての第83条時価はすべての利害関係者にとって客観的で信頼し得る評価額であるが、特定の利害関係者である更生会社及び債権者にとっての経済価値を重視しなければならない場合も想定される。このような目的適合性の見地からは、回収可能価額、すなわち、資産等の正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を合理的に算定された価額として適用することができる。

105. 上記第104項の資産等の正味売却価額と使用価値の算定に当たっては、次の事項に留意する。

① 工場等が担保権の目的である財産であるときには、その価額は、土地建物等の単独資産の使用価値の評価額のみではなく、機械装置、器具備品等の他の資産との相乗の効果を含めて回収される使用価値を見積もる。

② 正味売却価額の算定に当たっては、当該資産の転用コストを合理的に見積もり、その算定額から控除する。

106. ゴルフ場、リゾートホテル等の経営企業のように財産のほとんどが不動産である場合には、不動産の事業継続価値が更生会社の事業全体価値の大部分を占めるものと考えられる。このような場合においては、不動産の事業継続を前提とした評価が必要である。

107. 事業用不動産と一体化した機械装置、器具備品等の工場設備や店舗器具備品等（以下「工場設備等」という。）は、事業用不動産と有機的に結び付いて機能している場合もある。工場設備等の第83条時価は、個々の資産の合理的に算定された価額を適用することが原則であり、その価額は工場設備等から獲得されるキャッシュ・フローに基づく収益還元価額、再調達価額や取得価額から合理的な減価償却を行った価額等によることができる。また、事業用不動産と一体化して算定された収益還元価額を合理的に割り付けることによって得られる価額によることもできる。

工場財団抵当の対象資産

工場財団抵当の範囲

108. 工場財団抵当は、工場施設を財団として編成し、財団を1つの不動産（又は物）と把握する担保形態であり、実務的には主に長期借入金や社債の担保として利用されている。工場財団抵当は不動産系列の財団抵当であり、工場財団登記簿に所有権移転登記を経由して財団を組成し、その上で財団抵当の設定登記がなされる。この工場財団抵当の組成物件の対象となり得るのは、工場不動産や備付けの機械、器具、電柱、電線、配置諸管、軌条のほか、地上権、賃借権、工業所有権、ダム使用权とされ（工場抵当法第11条）、法

律上組成物件は限定されている。営業用商品や債権、不動産に関連しない支店の施設、知的財産権を含む無形固定資産（ダム使用権を除く。）、のれん等は工場財団抵当の担保目的として対象範囲外である。

工場財団抵当の対象資産の第83条時価

109. 工場財団抵当の対象資産は、複数の資産を財団として有機的な1つの不動産（又は固定資産）に擬制するものである。公正な評価額は通常は市場価格であるが、一般的には工場財団抵当は不動産と設備の評定額の区分が困難であるため類似資産がなく、かつ、その特殊性により一般に市場性が非常に乏しいものとして考えられる。そのような場合には、不動産鑑定士による鑑定評価額、収益還元価額等を合理的に算定された価額として適用する。

環境修復費用（土壌・地下水汚染の浄化費用等）

110. 企業は、将来の行為を変更することによって回避できる将来の支出に対して現在の債務を認識しない。しかし、企業の将来の活動、すなわち営業活動とは関係なく、過去の行為により、将来の経済的便益を有する資源の流出がもたらされる場合がある。例えば、企業活動により環境破壊が発生した時点では被害を修復する義務はなかったが、環境関連の法令の規制強化や事業撤収に伴う土壌・地下水汚染の修復義務による浄化費用が後日において発生するような場合である。

このような損害の発生は、現存する損害の修復が要求された時点、又は企業が修復する義務の受諾を公表した時点で、偶発事象となる。しかし、財産評定に当たっては、更生会社の全資産が旧所有者から更生債権者、更生担保権者等に移転したものと考えられることから、発生が見込まれる土壌・地下水汚染の修復義務による浄化費用の額を見積もり、資産の評価減や負債の計上を必要とする。

111. 買手又は更生後企業の出資者が特定の資産の売却又は使用の継続に伴い発生する負債の引受けを余儀なくされる、あるいは同意する場合には、資産又は資産グループの使用価値算定における将来キャッシュ・アウト・フローの現在価値が将来キャッシュ・イン・フローの現在価値を超過することも起こり得る。この場合には、当該資産の評価額はゼロにまで減額され、売却又は使用の継続に伴って発生する債務評価額から当該資産の評価額を控除した残額をもって引当金を認識する。過去の債務発生事象に起因する環境回復のための現在の債務は、浄化コストの合理的な見積額をもって引当金を計上する。

土地再評価法適用の土地

112. 一般の継続企業において、土地再評価法に基づく再評価差額金を取り崩すことができるのは、再評価の対象となった土地を売却した場合、及び自己株式の消却目的の場合等に限定されている（土地再評価法第8条、第8条の2）。

したがって、更生手続申立前に土地再評価法に基づいて臨時に計上された差額金を承継すると、更生手続の終了後には差額金相当部分について、土地の売却取引がない限り

将来の配当原資となり得る未処分利益に繰り入れることができなくなる。

このため、再評価差額金を承継する場合、本来債権者等への弁済の原資となり得る価額として算定された金額の一部を、配当可能利益の計算から除外する効果が生じることとなる。財産評定に基づく評価額を会社計算規則上の取得価額とみなしている施行規則第1条第2項の趣旨からすれば、更生手続終了後の企業にまでこのような制約を課すことの必要性が認められないことから、次項の処理を行うことができる。

113. 土地再評価法を適用し、再評価差額金を計上して帳簿価額を修正した土地についても、次の処理を行うことができる。

- ① 財産評定手続時において、更生手続申立前の土地再評価差額金は全額取り崩す。
- ② 当該差額金に係る税効果も全額取り崩す。

なお、上記の処理については計上された際の資本直入の反対処理として行う必要があり、計上時と同様に損益計算書を経由させず、下記の処理を行うこととする。

(借)	(土地再評価差額金)	×××	(貸)	(土 地)	×××
	(再評価に係る繰延税金負債)	×××			

114. 土地再評価法の対象であった土地が更生手続の際、財産評定により新しい評価額が付された場合、その価額は更生後の会計上及び税務上の簿価として取り扱われることとなる。このため、将来土地を売却する際には、税務上の売却損益と会計上の売却損益が一致するため、財産評定後には将来一時差異は存在せず、再評価差額金に係る繰延税金は認識されない。

投資不動産

投資不動産の範囲

115. 投資不動産とは、投資の目的で所有する土地、建物、その他の不動産をいう（財務諸表等規則第33条）。次の不動産を除き、賃貸収益若しくは資本増加又はその両方を目的として、所有者が保有する不動産である。

- ① 事業用不動産
物品の製造若しくは販売又はサービスの提供、又は経営管理目的のために使用する不動産
- ② 販売用不動産
通常の営業過程において販売目的で保有される不動産

116. 投資不動産には、次の事例も含まれる。

- ① 通常の営業過程において短期間に販売されるものではなく、長期的な資本増加のために保有される土地
- ② 将来の用途を現在未定のまま保有する土地（企業がそれを事業用不動産として使用するか、あるいは通常の営業過程における短期間の販売に使用するかを決定していない場合、土地は資本増加のため保有され则认为。）
- ③ 更生会社が所有している建物で、単数又は複数のオペレーティング・リースによ

りリースするために保有されている建物

- ④ 現在は遊休であるが、単数又は複数のオペレーティング・リースによりリースするために保有されている建物

投資不動産の第83条時価

117. 投資不動産の第83条時価は市場価格による。市場価格がない場合には、第95項が規定する不動産鑑定士による鑑定評価額等の合理的に算定された価額とすることができる。
118. 投資不動産の第83条時価の評定に当たっては、当該投資用不動産の売却又は処分により負担する可能性のある取引費用は控除しない。

遊休資産

119. 遊休資産とは、投資不動産であって将来の用途が定まっていない土地（更地を含む。）等である。遊休資産の将来の用途を、販売用不動産か、あるいは事業用不動産とするか、又は売却処分とするかが考えられる。
120. 遊休資産の第83条時価は、更生会社が存続させる事業を選択し経営資源を集中させる結果、会社が保有する将来の用途が定まらない事業用資産以外の資産は不要資産として、通常は債務弁済の原資のために売却処分の対象となる。このような場合、この遊休資産中の不要資産については予定処分価額により評定する。

その他償却資産

121. その他償却資産の第83条時価は、その償却資産と同様の能力を有する資産の観察可能な市場価格によるか、市場が存在しない場合には、再調達価額を求めた上で、当該資産の取得時から評定時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価額、又は償却資産から獲得されるキャッシュ・フローに基づいて収益還元価額によることができる。
122. 再調達原価を見積もることが困難な場合で、かつ、金額的重要性のないものは、帳簿価額によることもできる。
123. 更生手続開始時点において、その後使用されず売却又は処分することが合理的に見込まれている個々の資産の評価は、予定処分価額によることができる。
124. 償却資産の第83条時価をもって評定替えした資産の減価償却は、原則として、評価替え以後の残存耐用年数を見積もり、その年数をもって行う。すなわち、資産の使用価値、環境の変化等により、当初の予定による残存耐用年数と現在以降の経済的使用可能予測期間との乖離が明らかなきは、耐用年数を変更しなければならない。ただし、評定替え以後も使用実態が変化しない資産については、従来使用していた耐用年数をそのまま適用することができる。

リース資産

125. リース契約のうち、いわゆるファイナンス・リース契約におけるユーザー側の会計処

理については、通常の売買取引に準じてリース資産を固定資産として計上する処理（売買処理）が、原則的な会計処理とされている。しかし、例外的に通常の賃貸借取引に係る方法に準ずる会計処理（賃貸借処理）が認められているため、支払リース料を支払時の費用として処理する場合が多い。

更生手続においては、開始決定時点においてリース資産とリース債務を計上することが必要となる。通常、未払リース料相当額が債務として取り扱われ、一方、担保権対象としてのリース資産は資産計上される。また、開始決定後の債権調査を経て、リース債権のうち担保権対象の評定額相当額は更生担保権として取り扱われ、残額は更生担保権異議による一般更生債権としてそれぞれ取り扱われる。

なお、その際に、新たにリース契約を締結し、共益債権として取り扱う場合には、上記の例外的な賃貸借処理を選択することができる。

126. リース資産の第83条時価は、第121項のその他償却資産に準じる。

無形固定資産

識別可能な無形固定資産の取扱い

127. 更生開始申立前の財務書類に計上されていなかった潜在的な無形資産は、次の条件をいずれも満たす場合に限り、財産評定日現在において個別に識別可能資産として計上する。

- ① 関連した将来の経済的便益が更生会社に流入する。
- ② 信頼性をもって公正な評価額を測定できる。

この条件を満たす潜在的な無形資産は、第130項及び第131項に記載の種類に基づき、独立の項目として計上することができる。

無形固定資産の第83条時価

128. 無形固定資産の第83条時価は、観察可能な市場が存在する場合には市場価格による。市場価格がない場合には、専門家による鑑定評価額や取引事例を合理的に算定された価額とすることができる。しかし、対象となる無形固定資産に類似した資産がなく、合理的な評価額を見積もることができない場合には、ゼロ評価とする。

129. 知的財産権等特有の無形固定資産の売買を取り扱う業種・業界において、その公正な評価額を見積もるために開発した技法は、当該技法が公正な評価額を見積もることを目的とし、かつ、その資産を使用する業界の最新の取引及び慣行を十分考慮している場合には、無形固定資産の価額を合理的に算定する際に用いることができる。

無形固定資産の種類

130. 財務諸表等規則第28条において区分掲記を要求されている無形固定資産の種類は、次のように規定している。

- ① のれん
- ② 特許権

- ③ 借地権（地上権を含む。）
- ④ 商標権
- ⑤ 実用新案権
- ⑥ 意匠権
- ⑦ 鉱業権
- ⑧ 漁業権（入漁権を含む。）
- ⑨ ソフトウェア
- ⑩ その他

税法における無形固定資産の範囲

131. 法人税法施行令第12条及び第13条において、無形固定資産の種類は、次のように規定している。

(1) 非償却性の無形固定資産

- ① 土地の上に存する権利（地上権、借地権、底地権等）
- ② 電話加入権等

(2) 減価償却性の無形固定資産

- ① 鉱業権
- ② 漁業権
- ③ ダム使用权
- ④ 水利権
- ⑤ 特許権
- ⑥ 実用新案権
- ⑦ 意匠権
- ⑧ 商標権
- ⑨ ソフトウェア
- ⑩ 育成者権
- ⑪ 営業権
- ⑫ 専用側線利用権
- ⑬ 鉄道軌条連絡通行施設利用権
- ⑭ 電気ガス供給施設利用権
- ⑮ 熱供給施設利用権
- ⑯ 水道施設利用権
- ⑰ 工業用水道施設利用権
- ⑱ 電気通信施設利用権

知的財産権

知的財産権の意義

132. 経営研究調査会研究報告第12号「知的財産の評価（中間報告）」（平成13年7月16日）

は、WIPO（World Intellectual Property Organization：世界知的所有権機構）による知的財産の定義を「文芸・美術・学術の著作物、実演家の実演・レコード・放送、人間の活動のすべての分野における発明、科学的発見、意匠、商標・サービスマーク・商号その他の商業上の表示、不正競争に対する保護に関する権利、産業・学術・文芸・美術の分野における知的活動から生じるすべての権利」として掲げている。工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、育成者権等は、知的財産権の範囲に含まれる。

知的財産権の担保評価

133. 知的財産権担保の評価方法としては、原価（コスト）アプローチ、経済（インカム）アプローチ、市場（マーケット）アプローチ、経験則的アプローチ等が挙げられるが、同研究報告では、担保価値の評価としては、インカム・アプローチ（その権利から得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値で評価する方法と定義されている。）が適当であるとしている。

知的財産権の第83条時価

134. 知的財産権は、将来における価値の予測が困難なこと、担保化及び担保権実行の手法に関するノウハウの蓄積がないこと等の理由により評価基準が確立しておらず、市場はまだ未整備な状況である。

類似資産がなく、かつ、市場が存在しない場合には、鑑定価値のほか、知的財産担保融資で採用されているキャッシュ・フローの見積りによる担保評価方法や証券化の手法も、公正な評価額を見積もることを目的とし、かつ、その資産を使用する業界の最新の取引及び慣行を十分考慮している場合には、合理的に算定された価額として用いることができるものとする。

有価証券（投資有価証券を含む。）

売買目的有価証券

135. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）で分類される売買目的有価証券の第83条時価は、金融商品会計基準における時価、すなわち上場株式の場合は取引所の終値・気配値、店頭登録株式の場合は業界団体が公表する基準価額、非公開株式の場合はブローカー又はシステム上の売買価額・店頭気配値とする。

満期保有目的の債券

136. 満期保有目的の債券の第83条時価は、金融商品会計基準における時価があるものについては、当該時価とする。金融商品会計基準における時価がないものについては、第153項の「時価のない債券の取扱い」による。

関係会社株式

137. 関係会社株式の第83条時価は、金融商品会計基準における時価があるものについては、当該時価とする。時価のないものについては、第139項から第152項に従い算定された価額とする。

其他有価証券

138. その他有価証券の第83条時価は、金融商品会計基準における時価があるものについては、当該時価とする。金融商品会計基準における時価のないものについては、第139項から第154項に従い算定された価額とする。

金融商品会計基準における時価のない株式の評価

139. 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第63項では、「株式（非公開株式を含む。）については、市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする。したがって、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価のない有価証券として取り扱う」旨が定められており、市場で売買されない株式については時価評価できないこととなる。しかし、有価証券の第83条時価は、合理的に算定された価額も時価として取り扱う。

金融商品会計基準における時価のない株式（関係会社株式を含む。）の合理的に算定された価額

140. 金融商品会計基準における時価のない株式（関係会社株式を含む。）の合理的に算定された価額は、「株式等鑑定評価マニュアル」（日本公認会計士協会 経営研究調査会 以下「株価鑑定マニュアル」という。）に掲げられている非公開株式等の鑑定評価方式を参考に評定する。

なお、株価鑑定マニュアルに記載された鑑定評価方式については、ほかに合理的評価法がある場合にはその方式を採用できる。

鑑定評価方式

141. 株価鑑定マニュアルにおける非公開株式の鑑定評価法には、次のものがある。

(1) 純資産方式

- ① 簿価純資産法
- ② 時価純資産法
 - ア. 再調達時価純資産法
 - イ. 清算処分時価純資産法
 - ウ. 国税庁時価純資産法

(2) 収益方式

- ① 収益還元法

- ② DCF法
- (3) 配当方式
 - ① 配当還元法
 - ② ゴードンモデル法
- (4) 比準方式
 - ① 類似会社比準法
 - ② 類似業種比準法（国税庁類似業種比準法）
 - ③ 取引事例法
- (5) 併用方式

純資産方式

142. 企業のストックとしての純資産に着目して、企業価値及び株価等を鑑定する方式である。この方法の特徴は企業の静的価値の評定であり、貸借対照表を基に行うため、計算過程は理解されやすい。純資産方式には純資産を簿価で算定する簿価純資産法と時価で算定する時価純資産法とがあるが、第83条時価は、時価純資産法による価額とする。なお、当該株式が担保に供されておらず、株式発行会社の資産項目に時価簿価乖離した資産が少なく、金額的重要性が認められないものについては、子会社株式及び関連会社株式を除いて簿価純資産法によることもできる。

143. 時価純資産法は、次の再調達時価純資産法、清算処分時価純資産法に分かれる。事業継続を前提とした企業の株式評定に当たっては、再調達時価純資産法により、企業が清算手続中等の場合には、清算処分時価純資産法による。

- ① 「再調達時価純資産法」は、再調達時価を基に純資産を計算するものであり、新たに企業を取得することを前提にした場合の価額である。
- ② 「清算処分時価純資産法」は、清算処分価額を基に純資産を計算するものであり、企業を清算することを前提にした場合の価額である。

144. 時価純資産価額は「直前期末時価総資産－直前期末時価総負債」によって計算され、資産の評価額に対する法人税相当額の取扱方法の相違によって、法人税相当額控除方式と法人税相当額非控除方式とに分けられる。前項①の場合には、事業継続を前提とした価額を算定する観点より含み益を有する資源の有無、その売却可能性、売却予定時期等を考慮して、法人税相当額控除方式か非控除方式かを判断する。また、前項②の場合には、法人税相当額（清算所得税）控除方式が適用される。

145. 通常、子会社等の親会社向け債権はグループ内債権であり、親会社の他の債権者への弁済を優先する趣旨から、更生計画において劣後的に取り扱われ、弁済期が遅れ、一部又は全部が弁済されないことが多い。したがって、更生会社である親会社の更生計画の策定方針に留意する。

収益方式

146. 企業の収益又は利益に着目して、企業価値及び株価等を鑑定する方式である。この収

益方式によって算定された株価等は企業の動的価値を表し、継続企業を評価する場合、理論的には最も優れた方法である。ただし、算定価額が将来の収益に全面的に依存しているため、その根拠が不確実になる場合が多い。特に、更生手続中の会社の関係会社の株式を評価する場合は将来収益の把握が困難な場合が多いため、この点を十分留意する必要がある。収益方式は、更に収益還元法とDCF法に分かれる。

収益還元法

147. 収益還元法は、投資利益から企業資本を評価する方法である。

収益還元価値を算式で示すと次のとおりである。

将来の予想年間税引後純利益 ÷ 資本還元率

- ① 予想利益は、現在及び過去の経営成績を分析し、これに将来の経営環境、経営方針その他の要素を加味して算出される。予測が困難な場合は、安易に現在又は過去の数値をそのまま利用することは避けなければならない。
- ② 資本還元率は、基本となる利回り（通常は長期債等の利回り）及び一般的又は個別的风险によって決定される。また、資本還元率として業界平均等の自己資本利益率等を採用する場合がある。これは業界の平均的な投資効率から企業の評価を行う考え方である。

DCF法

148. DCF法は、企業の将来獲得するであろうキャッシュ・フローを基に資本還元率（割引率）で現在価値に還元して企業資本を算出する方法である。

- ① キャッシュ・フローの予測と、リスクの予測は不確定要素が多く、収益還元法と同様に数値の確実性の確保に問題がある。
- ② 将来獲得するであろうと予想されるキャッシュ・フローの算定期間は通常5年～10年程度とされ、最終年度には残存価値がキャッシュ・フローに反映される。

配当方式・比準方式

149. 配当方式は企業の利益処分フローとしての配当に着目して株価を算定するものであり、また、比準方式の類似会社比準法及び類似業種比準法はモデルとなる他社及び類似の業種を基に株価を算定するものである。

評価方式の選定と併用方式

150. 各評価方式の選択に当たっては、評定の個別事情として、過去の売買事例、対象会社の規模、経営権の有無、連結グループへの帰属状況及び既往の株式所有状況等の諸状況が勘案される。実務上、これら算定方式を併用する併用方式を採用する場合も多いが、各種方式のウェイト付けをする際にもこれらの諸状況が勘案される。

専門機関の利用等

151. 株価算定の専門機関より株価鑑定を受けている場合には、当該評価額を合理的に算定された価額とすることができる。なお、その際、株価鑑定において採用した方法、仮定及びそれらの適用の適切性、合理性について検討する必要がある。
152. 更生手続の中で、既に第三者との間で非公開株式の売買契約が成されている場合がある。この場合には、売買契約に従った価額で合理的に算定された価額とすることもできる。

時価のない債券の取扱い

153. 金融商品会計基準における時価のない社債及びその他の債券の第83条時価は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当該債券について償却原価法を適用した価額から貸倒見積額を控除した価額とする。

時価のない証券投資信託の取扱い

154. 通常、証券投資信託の場合、金融商品会計基準における時価が存在するため、時価のある有価証券と考えられるが、当該時価が存在しない場合には、証券投資信託の額面金額から貸倒見積額を控除した価額をもって第83条時価とする。

その他の投資

敷 金

155. 家屋の賃借において差し入れられた敷金の第83条時価については、不動産の賃貸借契約が終了した際に、賃借人側に債務不履行がない限り、全額返還されること、賃貸人の当該不動産を売却し、所有権が移転しても、敷金の返還請求権は消滅しないことから、差し入れた金額から原状回復費用の見積額を控除した価額とする。なお、賃借不動産に担保権が付される場合には、賃借権が担保権に対抗できるか等の問題を考慮し、回収不能額を見積もることに留意する。

建設協力金

156. 建設協力金の第83条時価は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」においての時価、すなわち「返済期日までのキャッシュ・フローを割り引いた現在価値」等とする。なお、回収不能額を見積もることに留意する。

差入保証金

157. 敷金、建設協力金以外の保証金のうち不動産賃借に係る差入保証金の第83条時価は、貸主の財産状態を勘案し差入保証金の債権金額から貸倒見積額を控除した価額とする。また、営業取引に係る差入保証金については、一般債権に準じて評定した額を適用する。

ゴルフ会員権等

158.施設利用権を化体した株式及び預託保証金であるゴルフ会員権等は会員権相場のあるものとないもので区別して評価する。

(1) 会員権相場のあるゴルフ会員権

当該会員権相場をもって第83条時価とする。

(2) 会員権相場のないゴルフ会員権

会員権相場のないゴルフ会員権の第83条時価は、同会員権に含まれる入会金部分については契約上回収できずゼロ評価とし、預託保証金部分については預託保証金の額面金額から貸倒見積額控除後の価額とする。なお、預託保証金の返済が見込めるものについては、返済期日までのキャッシュ・フローを割り引いた現在価値とすることができる。

保険積立金

159.保険積立金の第83条時価は、開始決定時に解約したと想定した場合の解約返戻金相当額とする。

繰延税金資産及び繰延税金負債

160.更生手続開始時である財産評価基準日においては、将来の会計期間において繰延税金資産及び繰延税金負債の回収又は支払が合理的に見込まれない場合が多い。このような場合には、これらの勘定を計上することはできない。

繰延資産

161.繰延資産の資産性は、既に受けた役務の効果が将来にわたり、発現する点にあり、更生会社になった場合、その可能性の判断が困難な場合が多く、また、売却や使用を目的とした資産でないことから、換金可能性もないと判断される。したがって、第83条時価はゼロとして取り扱う。

負 債

162.更生法において負債の金額は、原則として、債権の届出及び調査手続によって確定される。

163.負債は更生手続開始前の原因に基づく取引から生じた債権者の請求権であり、これらは更生会社の資産処分や将来収益から得られた財源によって弁済されるものである。

金銭債務と債権の届出及び調査

164.更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は更生手続開始決定の法定事項を公告し、かつ、知っている債権者等に通知を行う（更生法第43条）。そして、更生手続に参加しようとする更生債権者及び更生担保権者は、債権届出期間に法定事項を裁判所に届け出なければならない（更生法第138条）。管財人は、届出期間内に届出のあった更生債権等を

その種類ごとに区分し債権の認否を行う（更生法第146条）。特に、更生担保権の目的の価額は財産評定と同様に開始決定時の時価により評価されるため（更生法第2条第10項、第83条）、財産評定の手続と同時並行で確定の作業が行われる。財産の価額の評価は、裁判所に対する更生債権等査定決定の申立て（更生法第151条）、及び更生担保権に関する価額決定の申立ての制度（更生法第153条）の対象となる。

165. 更生債権等の価額は債権の届出及び調査手続の結果を反映して確定されることになるが、退職給付引当金等はこの手続の対象外となる。

退職給付引当金

166. 更生会社の退職給付引当金の設定に当たっては、「退職給付に係る会計基準」に従って処理するが、更生手続申立前の計算書類において遅延認識により計上していなかった次の差異等についても開始決定時において一時に認識する。

- (1) 財産評定基準日以前に発生した未認識数理計算上の差異
- (2) 財産評定基準日以前の制度の変更又は制度の導入により発生した未認識過去勤務費用
- (3) 会計基準変更時差異

167. 従業員数が比較的少ない小規模な企業などにあっては、合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合や退職給付の重要性が乏しい場合が考えられる。このような場合には、財産評定日を基準日とする退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等簡便な方法を用いて退職給付債務を計算することも認められる。この場合の具体的な取扱い、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」によるものとする。

デリバティブ取引

168. デリバティブ取引は、その取引の性格から、国際的に統一された契約に基づき、あらかじめ相手方と基本的ルール、枠組みを決めておこうという要請が強い。そのため、世界的同業団体である、国際スワップデリバティブ協会（ISDA=International Swaps and Derivatives Association、Inc.）の作成した「ISDAマスター・アグリーメント・フォーム」が広く標準的フォームとして利用されている。

通常、デリバティブ取引の当事者が法的整理手続に入った場合、ISDAマスター・アグリーメントにおいては一括清算条項が適用されることとなる。一括清算条項は、期限前の契約終了事由がいずれかの当事者に生じると、契約の取引対象はすべて解除され、当該時点での現在価値により清算（クローズ・アウト・ネッティング）し、1本の新たな残存債権を成立させる効果を発生させる。

なお、更生法上の取扱いにおいて、上記ネッティングの有効性に疑問も提起されているが、相手方が金融機関である場合には、更生法・破産法の特則である「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」により、一括清算条項を有効として扱うこととされている。

したがって、原則的処理方法は、期限前の契約終了事由がいずれかの当事者に生じた

場合、契約書及び法律に適合している限りネットティング処理し、ネットティング後の残存債権が相手方にとってプラスの場合は、これを更生債権とし、相手方にとってマイナスの場合は、金銭債権として認識し、当該金銭債権から処分に要する費用を控除した額を第83条時価とする。

V 事業全体の価値

事業全体の価値

169. 事業全体の価値とは、更生会社が事業を継続することにより得られる将来収益等を基礎に算定される事業価値と、継続しない事業や遊休資産の売却処分等により得られる回収額の総和である。

財産評定後の資産の総額は、単に個々の資産の時価の積上額を示すものであるのに対して、事業全体の価値は企業の有機的一体としての価値を示す。

事業全体の価値を評価する目的

170. 事業全体の価値は、第11項に記載のとおり、更生規則第51条の規定に基づき算定されることが予定されている。この事業全体の価値を評価する目的は、更生計画の遂行可能性と権利分配の公正、衡平等を判断するための前提資料を更生会社自身も含め、利害関係人及び裁判所に提供することにある。

更生会社にとって過剰な弁済は会社再建に支障となる一方で、適正額を下回る弁済は債権者に対して過大な負担を強いることとなる。適切に算定された事業全体の価値を基礎として更生債権等の弁済額が決定される場合には、更生計画の遂行可能性と公正、衡平な分配の要請が共に満たされる。

また、認可決定時貸借対照表において、のれんの計上が認められるが、事業全体の価値はのれんを算定するための基礎を提供する。

評価を実施する時期

171. 事業全体の価値の算定は、財産評定後、更生計画案を提出するまでの期間に基準日（認可前基準日）を設けて実施する。具体的には裁判所の指示に従い、算定期間及び基準日が決定される。

事業全体の価値の評価方法

172. 事業全体の価値の評価にはいくつかの評価方法が用いられるが、一般に事業を継続することによる事業価値は、DCF法やマルチプル法（以下「乗数法」という。）等の評価方法によって算定され、継続しない事業や遊休資産の売却等による回収額は処分価額により評価される。

事業を継続することにより得られる将来収益等を基礎とする事業価値を、DCF法により算定した場合の事業全体の価値を構成する項目は、次のとおりとなる。

- ① 事業価値（継続する事業から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値）
 - ② 現金預金中、通常の営業上必要となる金額を超過する金額
 - ③ 遊休資産の売却等による処分価額
 - ④ 継続しない事業の売却等による処分価額
-
- 事業全体の価値（①～④の合計額）

事業全体の価値と弁済する更生債権等との関係

173. 算定された事業全体の価値に基づいて、更生会社が弁済する更生債権等の金額が決定される。この場合、共益債権となるDIPファイナンス（申立後の有利子負債）等がある場合は、これを事業全体の価値から控除した後の金額が、更生債権等の弁済予定額となる。

事業全体の価値とのれんの関係

174. 更生計画認可時に計上されるのれんの価額は、通常、事業全体の価値を基礎として算定される。すなわち、財産評定結果を反映した認可前基準日貸借対照表の資産総額から共益債権に分類される運転負債を控除した額を事業全体の価値が超過する場合、当該超過額はのれんとして認識される。以上の関係を前項と併せて図表で表すと、次のとおりである。

事業全体の価値と更生債権等の弁済額及びのれんとの関係

共益債権中の運 転負債と見合い の資産	共益債権中の運転負 債と見合いの資産	共益債権中の運転 負債	共益債権中の運 転負債	認可前基準日 貸借対照表の 負債総額
認可前基準日貸 借対照表の資産 総額（時価）	A事業（継続事業） の事業価値	事業全体の価値	D I Pファイナ ンス（共益債権 中の有利子負 債）等	
	B事業（継続事業） の事業価値		更生債権等の弁 済予定額	
	C事業（廃止予定） の売却による処分価 額			
	遊休資産の売却によ る処分価額			
のれん	余剰現金			
			免除される債務	

DCF法による事業価値の算定の意義

175. DCF法による事業価値は、将来キャッシュ・フローの見積額をその見積期間の各年度に一定の割引率を用いて割り引いた現在価値の総額をもって算定される。更生会社の事業全体の価値のうち、事業を継続することによる価値をDCF法により算定する場合、次の事項に留意しなければならない。

- ① 採用する利益及びキャッシュ・フロー計画
- ② 将来キャッシュ・フローが、その見積値から乖離するリスクを事業価値へ反映させる方法
- ③ 将来キャッシュ・フローの見積期間
- ④ 見積期間終了後に継続する期間のキャッシュ・フローの残存価値
- ⑤ 割引率

DCF法を採用する場合の基本的留意事項

キャッシュ・フロー・アプローチ

176. DCF法は、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを割引率と将来キャッシュ・フローのいずれに反映させるかによって、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチと期待キャッシュ・フロー・アプローチの2つの手法に分けられる。伝統的キャッシュ・フロー・アプローチでは、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクは、将来キャッシュ・フローの見積りには反映させない。その場合の割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映した割引率を適用する。期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクは、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる。その場合の割引率は、貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率を適用する。

将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを見積もる場合、割引率に反映させるよりも、将来キャッシュ・フローの複数シナリオに基づく発生確率を見積もる方が、利害関係人にとっては企業価値を考察しやすい場合が多い。しかしながら、更生手続において、利益計画及びこれを基礎とする将来キャッシュ・フローの複数シナリオを作成し、その発生確率を見積もることは、更生債権者等の決議に諮る更生計画案の基礎として適当ではない。したがって、実務上、継続する事業から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値は、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチにより算定する場合が多い。

将来キャッシュ・フローの見積りと見積期間

177. 将来キャッシュ・フローの見積りは、更生計画案の基礎となる利益計画を基にして算出されなければならない。また、将来キャッシュ・フローの見積期間は、同様に利益計画の期間と一致させることが原則である。将来の設備投資額や運転資金の増減額等のキャッシュ・フローを構成する各項目の金額及びタイミングについても更生計画案及び更生計画案の基礎となる利益計画と整合し、合理的に見積もられたものでなければならない。

残存価値

178. DCF法により算定される事業価値は、見積期間における各年度のキャッシュ・フローの現在価値と、見積期間終了後に継続する期間におけるキャッシュ・フロー（以下「残存価値」という。）の現在価値の総和である。残存価値は、DCF法により算定される事業価値全体に重要な影響を与えるため、更生会社の状況及び将来の不確実性を十分に考慮し合理的かつ客観的に決定する必要があるが、一般には更生計画案において見積期間終了後の事業モデルをどのように設計するかにより決定される。

なお、残存価値の算定に当たり、留意すべき事項として、次の事項が考えられる。

- ① 残存価値の見積期間（永久、有期）
- ② 成長率
- ③ 類似上場会社の企業価値（乗数法による倍率）
- ④ 見積期間終了時における残余財産の処分価値
- ⑤ その他

割引率

179. 事業全体の価値は企業の有機的一体としての価値であり、共益債権者及び更生債権者に帰属するものであることから、継続事業から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値を算定するための割引率は、すべての共益債権者、更生債権者等から提供された資金コストの加重平均とすることが理論的である。したがって、更生会社の継続する事業の事業価値を算定するための割引率の推計方法の一番目として、他人資本コストと自己資本コストの加重平均資本コストを割引率とすることが考えられる。しかしながら、更生手続中の会社のほとんどが債務超過であり、継続企業としての最適資本構成や資金調達能力等を維持しているとはいえないこと等から、加重平均資本コストを合理的に見積もることは困難な場合が多い。

二番目の割引率の推計方法として、更生会社に投資を行う投資家の要求利回りとする方法がある。実務上、更生会社への投資を目的とする再生ファンド等の機関投資家が更生会社に投資を行う場合、機関投資家は、ファンド資金提供者に誓約した利回りにファンドの運営コスト等を含めた期待利回りを更生会社への投資に対する割引率として更生会社の事業価値を算定している場合が多い。この場合、現在、我が国の低金利政策の状況下では、割引率全体に占める更生会社への投資に対する追加的リスクプレミアムの割合が大きくなる傾向にある。

三番目の割引率の推計方法として、実際の更生事件においてはスポンサー候補企業が提示する事業買収価格は、類似上場会社の株価を参考に決定される場合が多いことから、例えば、類似上場会社の時価総額に基づく企業価値とフリー・キャッシュ・フローで得られる乗数の逆数をもって割引率を推計する手法がある。

これらのほかにも割引率の推計にはいくつかの手法があるが、評価対象となる事業を評価する主体によって、適用する割引率に求められる条件はそれぞれ異なるため、実務上はそれぞれの評価主体の状況に応じて、貨幣の時間価値、将来キャッシュ・フローが、

その見積値から乖離するリスク等を個別に勘案し、合理的かつ客観的に決定する必要がある。

なお、割引率の算定に当たり留意すべき事項として、次の事項が考えられる。

- ① 他人資本コスト(更生計画に基づいて弁済される更生債権等及び申立後借入金(DIPファイナンス)にかかわる金利等)
- ② 自己資本コスト
- ③ リスクプレミアム
- ④ 目標資本負債構成
- ⑤ その他

180.事業全体の価値のうち、DCF法の参考例は巻末の「設例による解説」の設例1のとおりである。

乗数法による事業価値の算定の意義

181.乗数法とは市場評価を前提とする評価方法であり、既に公開している会社の株式時価総額が株主価値に等しいとする前提で、評価対象となる会社又は事業に類似した上場会社を選定し、それらの会社の時価総額、有利子負債に基づく企業価値と支払利息及び税金控除前利益(Earnings Before Interest and Tax。以下「EBIT」という。)、減価償却費、支払利息及び税金控除前利益(Earnings Before Interest, Tax, Depreciation and Amortization。以下「EBITDA」という。)等といった特定の財務指標による倍率(以下「乗数」という。)を推計し、これを評価対象となる会社又は事業の実績値、見込値、予想値等に乗ずることにより評価額を算定する。更生会社の事業全体の価値のうち、事業を継続することによる価値を乗数法により算定する場合、次の事項に留意しなければならない。

- ① 乗数を算定するための財務指標
- ② 類似上場会社の選択
- ③ 評価基準日後に見込まれる事業再構築のための支出
- ④ その他

乗数法を採用する場合の基本的留意事項

財務指標

182.乗数を算定するための基礎となる財務指標は、評価対象となる会社又は事業の価値形成に影響を与えている要因(バリュードライバー)、評価対象となる会社又は事業と選定された上場会社との事業上、財務上の類似性等を考慮し、合理的かつ客観的な指標を決定しなければならない。

183.一般的な乗数として、①売上高、EBIT、EBITDA等の財務諸表を基礎とする利払前乗数、②1株当たり当期純利益を基礎とする利払後乗数、③加入者、売上債権、技術者数等を基礎とする特殊な乗数等が考えられる。利払前乗数は利息費用が控除されていないため、有利子負債控除前の企業価値を基礎として倍率が算定され、利払後乗数

は利息費用が控除されているため、株式時価総額を基礎として倍率が算定される。更生会社においては、共益債権中の有利子負債の金利は継続する事業が通常負担すべき利率でない場合、また、更生計画認可後の資本構成及び有利子負債残高を合理的に見積もることが困難な場合には、事業全体の価値を算定するための指標として利払後乗数を採用することは適当ではない。

184. 開始決定前の更生会社においては、経営成績及び財政状態が著しく悪化しており、また更生計画認可決定後においても、更生計画に基づく資本再編成やリストラクチャリング等の諸施策が完了するまでは、継続する事業体としての正常収益力が財務諸表に表れていない場合が多い。一般に乗数法では、売上高等の財務指標を基に乗数倍率が推計されるが、更生会社のこれらの財務指標は、リストラクチャリング等の諸施策が完了した後の正常収益力が保たれる環境下で、合理的かつ客観的に見積もり決定する必要がある。

類似上場会社の選択

185. 乗数を算定する際に基礎となる上場会社は、評価対象となる継続事業との事業上、財務上の類似性等を勘案し、合理的に決定する必要がある。なお、類似上場会社の選択及び乗数算定において、採用する株価の決定に当たり、留意すべき事項として、次の事項が考えられる。

- ① 評価対象となる更生会社及び類似上場会社の内的及び外的環境
- ② 乗数を算定するための基礎となる類似上場会社について、株式の取引高、株価形成時期、財務情報の公表時期
- ③ 類似上場会社の株価について、上場会社としての流動性プレミアム
- ④ 類似上場会社の株価に含まれない評価対象となる会社又は事業のリスクプレミアム（業種固有のリスク、規模のリスク、財務構成のリスク等）
- ⑤ その他のプレミアム

評価基準日後に見込まれる事業再構築のための支出

186. 更生計画案で計画認可後に事業再構築のための支出を伴う施策の実行を予定している場合、一般には認可決定時貸借対照表において、将来発生が予想される事業再構築のための損失を引当計上する。継続事業の価値の算定をDCF法により行う場合、計画認可後に予想される事業再構築支出が将来キャッシュ・フローの計画にキャッシュの流失として反映されている限り、事業価値は予想される再構築支出を減額したものとして算定される。しかしながら、乗数法による事業価値の算定において、選定した類似上場会社の財務指標と時価総額に基づく企業価値から算定される乗数倍率は、乗数の有用性及び相関性を高めるために、一時的要因に基づく影響を排除し推計することが合理的である。したがって、実務上は評価対象となる事業の一時的要因を含まない財務指標に乗数倍率を乗じて算定された事業価値から、評価基準日後に発生が予想される事業再構築のための支出見込額を控除し、乗数法による継続する事業の価値を算定することが一般的である。

187. 事業全体の価値のうち、乗数法の参考例は巻末の「設例による解説」の設例2のとおり

りである。

VI 処分価額

処分価額の意義と種類

188. 処分価額とは、資産の売却、回収による換金価値であり、処分価額の算定に当たっては、資産の売却見積額又は回収見積額から売却又は回収等の処分により負担する可能性のある取引費用を控除する。

なお、処分価額は予定処分価額（施行規則第2条）及び清算処分価額（施行規則第3条）とに分けられる。

予定処分価額（施行規則第2条で規定する処分価額）

189. 施行規則第2条においては、更生法第83条第4項の貸借対照表及び財産目録に記載すべき財産の評価に関して、更生計画において、更生会社の財産の譲渡をする旨、その対価、相手方、その他の事項が定められているときは、当該処分予定財産については、施行規則第1条の規定にかかわらず、当該財産について処分価額（施行規則第2条でいう処分価額。以下「予定処分価額」という。）を付すことができるとされている。

190. 予定処分価額は、企業継続を前提とする更生会社が経営活動が続ける中で、資産譲渡を行う場合の譲渡価額を想定しており、企業継続を断念した会社が資産処分する場合の譲渡価額を意味するものではない。そのため、予定処分価額の性格としては、即時換金・早期売却の要請が企業継続を断念した場合に比して弱く、一般的には清算又は破産時におけるほどの資産価値の劣化を考慮する必要がないものといえる。むしろ、通常の正常営業循環過程において処分する価額の意味合いが強いものである。

清算処分価額（施行規則第3条で規定する処分価額）

191. 施行規則第3条においては、更生法第83条第4項の貸借対照表及び財産目録に記載すべき財産の評価に関して、更生計画が更生会社の事業の全部の廃止を内容とする場合には、更生会社に属する一切の財産について処分価額（施行規則第3条でいう処分価額。以下「清算処分価額」という。）を付さなければならないこととされている。

192. 清算処分価額は、更生会社の事業の全部を廃止し、企業を解体清算することを前提とするものであり、民事再生法上の基本的な財産評定基準額である処分価額と同義である。したがって、例えば、不動産の鑑定評価上は早期処分市場における売却価額であって、早期処分における市場性減価を考慮する特定価格として分類すべき価額である。

193. 清算又は破産時においては、清算人又は破産管財人は、迅速に財産の換価を終了し、配当を実施することが求められているため、これら即時換金・早期売却の要請から、その処分価額は継続企業活動時における譲渡価額に比して、低い価額になるのが一般的である。また、事業を継続しない場合には、時の経過とともにブランド価値は劣化し、紛争の発生やアフター・サービス提供ができないこと等による資産価値の劣化が生じる。これら資産価値の劣化について、その評価方法を一律に定義することは困難であり、各

企業の置かれている状況により管財人が個別に判断することが必要である。このような個別判断に当たって、効率的で円滑な更生手続の実施や利害関係者の判断の前提となる有益な情報の提供に資するために、第197項以下に科目ごとに清算又は破産を前提とする原則的な評価の方法を示す。

194. 清算処分価額の評価は、保有財産を早期に換価する際の換金回収価額による評価を行うことであるから、有価証券、不動産等について、その所有目的別の評価方法を設ける必要性は低いと判断し、統一した評価方法を記載することとしている。

また、その即時換金・早期売却の要請を考慮し、通常、評価日から1年を超えるような要換金期間は想定していないため、特別の事情がない限り、将来時の換金価額を評価日までの現在価値に割り引く必要はない。

清算を前提として評価する目的

195. 清算処分価額は、第11項に記載のとおり、更生規則第51条の規定に基づき算定されることが予定されている。清算を前提として評価する目的は、継続して事業を行う場合の企業価値と、清算あるいは破産した場合の企業価値とを対比することにより、更生計画の合理性や清算価値保障が満たされているかを判断するための前提資料を利害関係人、裁判所及び更生会社自身に提供することにある。そのため、当該清算処分価額が商業帳簿へ反映されることはなく、あくまでも情報開示資料の1つとして位置付けられる。

評価する時期

196. 清算処分価額により評価する時期としては、更生計画案提出の前において設定される認可前基準日が考えられる。なお、認可前基準日の設定は、継続して事業を行う場合の企業価値と清算・破産した場合の企業価値とを対比するという目的から、通常は、事業全体の価値の評価日と同日とするのが合理的である。

なお、認可前基準日における清算処分価額評価に、目的財産の認可前基準日後の実際換価金額を利用することが有効な場合がある。しかしながら、清算処分価額による評価の目的は前述のとおり、事業の継続と終結による財産価値の差異を判断することであるから、売掛債権、たな卸資産等の正常営業循環において連続して保有される資産については、認可前基準日後に継続企業として実際に売却又は回収された金額をそのまま利用するのではなく、認可前基準日において清算あるいは破産した場合の影響を考慮し、売却回収見込額等を基に評価することが必要である。

科目別処分価額

現金預金

197. 現金預金の清算処分価額については、一般的に資産価値の減価を考慮することは不要であるため額面価額とする。なお、現金扱いされた受取小切手などに劣化が認められた場合にはその額を見積もり、額面価額から控除する。

金銭債権（受取手形・売掛金・貸付金・未収入金等）

198. 金銭債権の清算処分価額は、早期の回収又は売却見込額から回収又は売却に要する費用を控除した価額とする。

199. 金銭債権の回収見込額については、財務内容評価法、キャッシュ・フロー見積法等を適用し、個別債権金額から回収不能見込額及び回収費用を控除した額を清算処分価額とする。なお、売掛債権については、瑕疵を理由とした支払拒絶等により帳簿価額での回収が困難な事例が多いため、特に当該要因の有無による減価を検討する必要がある。

また、得意先が多く、売掛金等の個々の債権評価が現実的でない場合には、同業種の過去の清算時回収実績率等を参考に、債権残高の一定割合をもって清算処分価額とすることができる。

事前求償権

200. 保証債務（物上保証債務を含む。）については、債務を計上するとともに、事前求償権を計上する。この事前求償権については、金銭債権としての評価を行う。なお、債権届出のあった保証債務について、主債務者の財政状態が良好であり、今後も債権者への弁済に支障がないような場合においては、破産配当率の試算上、当該求償権と保証債権とを双方消去する等の調整を行うことにより、不当に破産配当率が上昇しないように留意する。

たな卸資産

201. たな卸資産の清算処分価額は、早期の売却見込額から売却費用を控除した価額とする。破産移行の場合のたな卸資産の売却方法は、個別に売却する方法と一括で売却する方法があり、個別に売却する方法は比較的高額での販売が見込めるが、売残しの危険及び完売までに要する時間を考慮すると、販売、管理に費用がかさむ傾向にある。一方、一括売却の場合は早期売却が可能であるが、買手にとって不用品が混入していることもあり、低額での販売となる傾向がある。なお、商品等に他社ブランドが付されている場合などは、破産移行に伴うライセンス契約解除により販売不能となる事由を考慮する必要がある。

なお、事例によっては複数の買取り業者への打診等により得られた意見を参考とするなどの方法により、グループごとに帳簿価額の一定割合をもって清算処分価額とすることができる。

有価証券（子会社・関連会社株式を含む。）

202. 有価証券の清算処分価額は、市場価額のあるものについては、当該市場価額による売却見込額から売却費用を控除した価額とする。一方、市場価額のないものについては、市場外での早期の売却見込額から売却費用を控除した額又は清算配当見込額とする。

前払費用（長期前払費用を含む。）

203. 前払費用の清算処分価額は、通常、換金可能性がないため、ゼロ評価となる。なお、契約解除により現金回収が見込まれるものについては、回収費用控除後の額を清算処分価額とする。税法上の繰延資産についても同様に、契約解除後の早期の回収見込額又は売却見込額から回収又は売却費用を控除した額を清算処分価額とする。

未収収益

204. 未収収益の清算処分価額は、第198項及び第199項の金銭債権の清算処分価額を準用する。

不動産（借地権を含む。）

205. 不動産の清算処分価額は、早期の売却見込額から売却費用を控除した価額とする。売却見込額は、取引事例価格、公示価格・都道府県基準地価格から比準した価格、路線価による相続税評価額、固定資産税評価額を基にした倍率方式による相続税評価額、近隣の取引事例から比準した価格のほか、不動産鑑定士などの専門家による鑑定評価額も利用できる。また、売却費用には、土地売却時に建物等を取り壊す場合の取壊し費用、抵当権を抹消する場合の抹消費用、不動産業者への支払手数料等の実際の処分に係る費用が含まれる。早期の売却見込額は、鑑定評価による正常価格での売却が可能なケースもあれば、競売価額による売却となるケースもあり、個々の資産ごとに管財人が判断することとなる。

206. 売却物件の買受人が収益用不動産として引き続き保有することが、社会的、経済的観点から一般的に合理的と判断される不動産のうち、現在の収益が相当の長期間にわたり継続的、安定的に得られると見込まれる物件については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を売却価額として利用することもできる。

207. 競売手続により売却する場合には、入札保証金が必要とされること、物件引渡しの法定手続が煩雑であること、心理的抵抗感、一括売却の場合の評価、競売市場修正、建物の占有減価等の減価要因がある。売却見込額として競売価格を用いる場合には、このような競売特有の減価要因を考慮する必要がある。

なお、認可前基準日においては、更生法上の財産評定において時価が既に算定されていることも多いことを考慮し、当該第83条時価から合理的な調整を加えて、清算処分価額を算定することもできる。

その他償却資産

208. その他償却資産の清算処分価額は、不動産と同様に早期の売却見込額から売却費用を控除した価額とする。なお、複数の買取り業者への打診等により得られた意見を参考とするなどの方法により、グループごとに帳簿価額の一定割合をもって清算処分価額とすることができる。

リース契約

209.破産移行した場合、通常、リース会社から物件の返還等が求められる。この場合、未払リース料相当額（又は規定損害金）をリース債務として計上するとともに、リース資産を資産に計上した上で、当該リース資産を清算処分価額相当額に評価替えする。リース資産の評価は、第208項の「その他償却資産」の評価を準用する。なお、リース債務は、別除権債権として取り扱われるが、リース資産の評価額を超える部分は、別除権不足額（一般破産債権）となる。

無形固定資産

210.無形固定資産の清算処分価額は、電話加入権、特許権等の売却可能資産については、早期の売却見込額から売却費用を控除した価額とする。なお、評価に当たっては、帳簿に記載されていない無形固定資産の存在についても売却の可能性を考慮する必要がある。その他の無形固定資産については、通常、換金可能性がないため、ゼロ評価となる。

敷金・保証金・建設協力金

211.敷金・保証金・建設協力金の清算処分価額は、早期に解約を申し入れた場合の原状復帰費用等控除後の回収見込額とする。

会員権

212.会員権の清算処分価額は、市場性のあるものについては、当該市場価額による売却見込額から売却費用を控除した価額とする。市場性のないものについては、預託金の回収可能性及び会員権の売却見込みを検討し、回収見込額又は早期の売却見込額から売却費用を控除した額をもって清算処分価額とする。なお、株式形態のものについては、有価証券の清算処分価額を準用する。

保険契約

213.保険契約の清算処分価額は、解約返戻金相当額とする。

繰延資産

214.繰延資産の清算処分価額は、資産の換金価値がないことから、通常、ゼロ評価となる。

繰延税金資産及び繰延税金負債

215.更生会社について清算又は破産を前提とする場合には、継続企業の前提が失われるため、繰延税金資産及び繰延税金負債の計上を行わない。

金銭債務

216.金銭債務の清算処分価額については、額面価額とする。また、未払いの利息損害金等についても認可基準日までの期間対応分を債務として計上する。

退職給付引当金及び解雇手当等

217. 認可前基準日現在での会社都合による要支給額の全額を計上する。退職年金制度のある会社では、上記要支給額から解散した場合の外部積立年金資産の回収見込額を控除する。また、破産又は清算時においては、通常、従業員に対する事前予告なく解雇となることから、解雇手当等を優先的破産債権として計上する。

デリバティブ取引

218. デリバティブ取引残高の清算処分価額は、第168項の「デリバティブ取引」の第83条時価を準用する。

科目表示

219. 債務は認否書の金額との整合性を確認し、財団債権、別除権予定額、破産債権等（優先的破産債権、一般破産債権（別除権不足額を含む。））に分類する。なお、更生法上、共益債権として扱われる債務については、破産移行時においては財団債権として扱われるため、DIPファイナンスによる借入金等の共益債権については、財団債権の部に表示する。

破産配当率の試算

220. 清算処分価額による評価が終了すると、資産総額と負債総額が貸借対照表に表示されることとなる。ここで、資産総額から別除権による弁済額、相殺額、財団債権弁済額・優先的破産債権弁済額を控除した残額が、一般破産債権者への配当可能額となる。当該配当可能額を一般破産債権で除した割合が破産配当率となり、会社更生手続の場合の弁済率との比較を通じて、更生計画の合理性や清算価値保障が満たされているか等の判断資料として利用される。

なお、更生開始決定日における清算処分価額による評価を行う場合、更生開始決定日後の少額債権の弁済制度により支払われた額が多額に上り、破産配当率に重要な影響を及ぼす場合には、更生開始決定日において、事前に一般破産債権及び資産総額から少額債権支払額を控除して一般破産債権者への配当可能額を算出する必要がある。

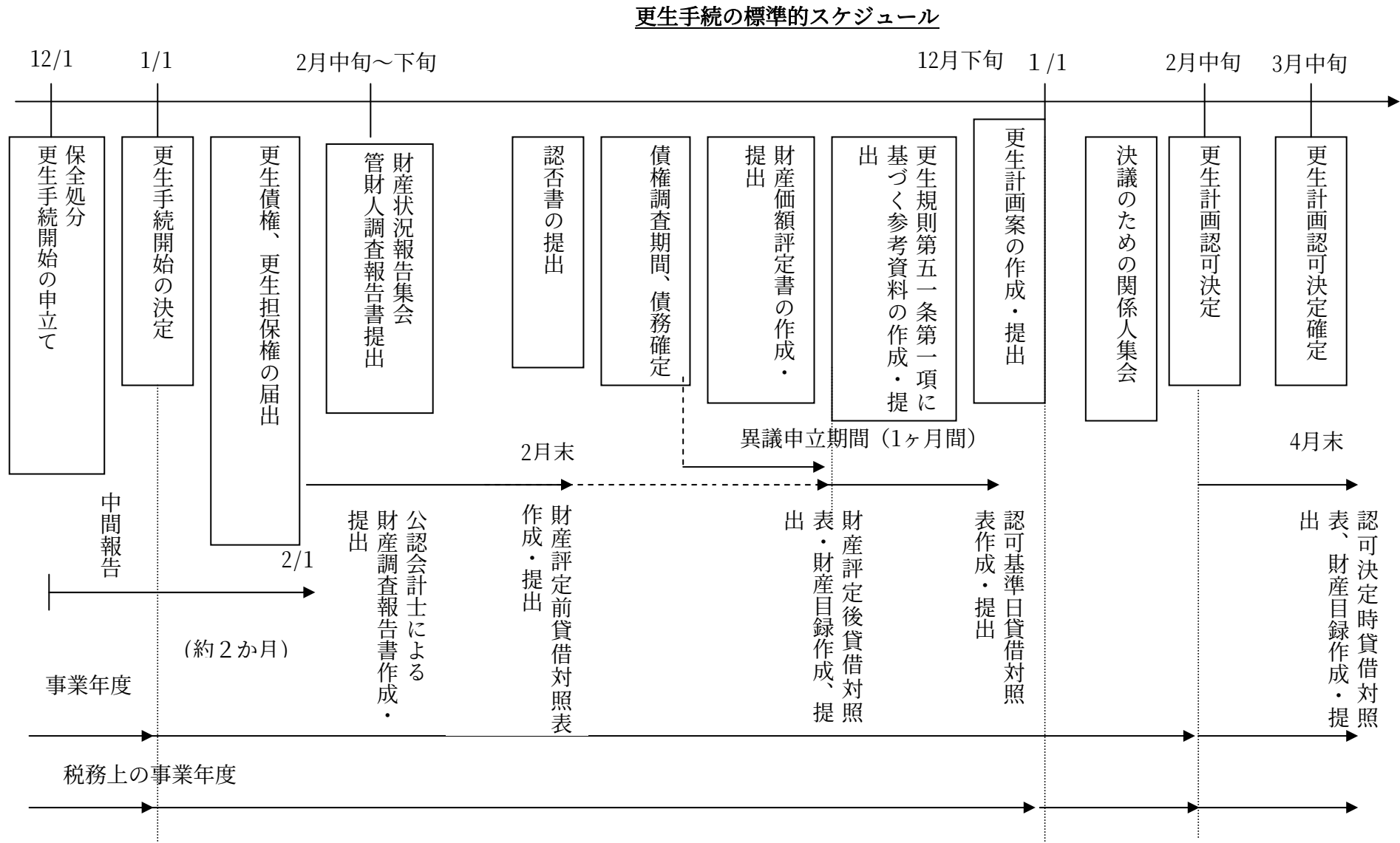
221. 破産配当率の試算の参考例は巻末の「設例による解説」の設例3のとおりである。

清算貸借対照表の作成

222. 認可前基準日に作成される貸借対照表を基に、通常、精算表を用いて、資産負債の清算処分価額評価損益を反映して作成する。清算貸借対照表の記載例は巻末の「記載例による解説」の記載例8のとおりである。

巻末 図表による解説

図表 更生手続のスケジュールの例示



巻末 記載例による解説

記載例1 財産評定前貸借対照表

財産評定前貸借対照表
平成〇年〇月〇日現在（開始決定日）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	XXX,XXX	流動負債	XXX,XXX
現金預金	XXX,XXX	支払手形	XXX,XXX
受取手形	XXX,XXX	買掛金	XXX,XXX
売掛金	XXX,XXX	短期借入金	XXX,XXX
たな卸資産	XXX,XXX	未払金	XXX,XXX
短期貸付金	XXX,XXX	未払費用	XXX,XXX
前払費用	XXX,XXX	未払法人税等	XXX,XXX
未収入金	XXX,XXX	未払消費税等	XXX,XXX
繰延税金資産	XXX,XXX	前受金	XXX,XXX
その他流動資産	XXX,XXX	預り金	XXX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	割引手形	XXX,XXX
		保証債務	XXX,XXX
固定資産	XXX,XXX	その他流動負債	XXX,XXX
有形固定資産	XXX,XXX	固定負債	XXX,XXX
建物	XXX,XXX	長期借入金	XXX,XXX
機械装置	XXX,XXX	繰延税金負債	XXX,XXX
土地	XXX,XXX	退職給付引当金	XXX,XXX
建設仮勘定	XXX,XXX	リース債務	XXX,XXX
リース資産	XXX,XXX		
無形固定資産	XXX,XXX	負債合計	XX,XXX,XXX
電話加入権	XXX,XXX	[純資産の部]	
投資その他の資産	XXX,XXX	株主資本	△ X,XXX,XXX
投資有価証券	XXX,XXX	資本金	XXX,XXX
差入保証金	XXX,XXX	資本剰余金	XXX,XXX
破産更生等債権	XXX,XXX	資本準備金	XXX,XXX
長期前払費用	XXX,XXX	その他資本剰余金	XXX,XXX
求償権	XXX,XXX	利益剰余金	△ X,XXX,XXX
事前求償権	XXX,XXX	利益準備金	XXX,XXX
繰延税金資産	XXX,XXX	その他利益剰余金	△ X,XXX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	評価・換算差額等	XX,XXX
繰延資産	XXX,XXX	その他有価証券評価 差額金	XX,XXX
新株発行費	XXX,XXX	純資産合計	△ X,XXX,XXX
資産合計	XX,XXX,XXX	負債及び純資産合計	XX,XXX,XXX

（追加情報）

1. 更生手続開始の申立てにより、オンバランスした債務

- ① 保証債務 XXX,XXX円
- ② リース債務 XXX,XXX円
- ③ 割引手形 XXX,XXX円

2. 更生法第42条に規定する債権届出期間満了までに相殺が見込まれる残高 XXX,XXX円

財産評価後貸借対照表の精算表

(単位：円)

			開始決定時帳簿価額	評価基準の変更等					財産評価後貸借対照表	財産評価の基準等	相殺・財産評価損益等の主な内容
				相 殺	財産評価損益	債権調査損益	更生債権振替	その他			
流動資産											
	現金預金										
	受取手形										
	売掛金										
	たな卸資産										
	短期貸付金										
	前払費用										
	未収入金										
	繰延税金資産										
	その他流動資産										
	貸倒引当金										
	流動資産計										
固定資産											
	有形固定資産										
		建物									
		機械装置									
		土地									
		建設仮勘定									
		リース資産									
		計									
	無形固定資産										
		電話加入権									
		計									
	投資その他の資産										
		投資有価証券									
		差入保証金									
		破産更生等債権									
		長期前払費用									
		求償権									
		事前求償権									
		繰延税金資産									
		貸倒引当金									
		計									
	固定資産計										
繰延資産											
新株発行費											
繰延資産計											
資産合計											
負 債											
	流動負債										
		支払手形									
		買掛金									

			開始決定時帳簿価額	評価基準の変更等					財産評定後貸借対照表	財産評定の基準等	相殺・財産評定損益等の主な内容
				相 殺	財産評定損益	債権調査損益	更生債権振替	その他			
		短期借入金（DIPファイナンス含む。）									
		未払金									
		未払費用									
		未払法人税等									
		未払消費税等									
		前受金									
		預り金									
		割引手形									
		保証債務									
		その他流動負債									
		一般更生債権（流動）									
		流動負債合計									
	固定負債										
		長期借入金									
		繰延税金負債									
		退職給付引当金									
		リース債務									
		更生担保権									
		優先的更生債権									
		一般更生債権									
		固定負債計									
負債合計											
純資産											
純資産合計											
負債純資産合計											

前期末から開始決定日までの損益計算書		財産評定等による損益・振替					財産評定後損益計算書
		相 殺	財産評定損益	債権調査損益	更生債権振替	その他	
売上高							
売上原価							
売上総利益							
販売費及び一般管理費							
営業利益							
営業外収益							
営業外費用							
経常利益							
特別利益							
特別損失							
税引前当期純利益							
法人税、住民税及び事業税							
法人税等調整額							
当期純利益							

記載例3 財産評定後貸借対照表

財産評定後貸借対照表
平成○年○月○日現在（開始決定日）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	XXX,XXX	共益債権	XXX,XXX
現金預金	XXX,XXX	流動負債	XXX,XXX
受取手形	XXX,XXX	買掛金	XXX,XXX
売掛金	XXX,XXX	短期借入金	XXX,XXX
たな卸資産	XXX,XXX	未払金	XXX,XXX
短期貸付金	XXX,XXX	未払費用	XXX,XXX
前払費用	XXX,XXX	前受金	XXX,XXX
未収入金	XXX,XXX	預り金	XXX,XXX
その他流動資産	XXX,XXX	その他流動負債	XXX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	固定負債	XXX,XXX
固定資産	XXX,XXX	退職給付引当金	XXX,XXX
有形固定資産	XXX,XXX	更生債権等	XXX,XXX
建物	XXX,XXX	更生担保権	XXX,XXX
機械装置	XXX,XXX	優先的更生債権	XXX,XXX
土地	XXX,XXX	一般更生債権	XXX,XXX
建設仮勘定	XXX,XXX	開始後弁済少額債権	XXX,XXX
リース資産	XXX,XXX	負債合計	XX,XXX,XXX
無形固定資産	XXX,XXX	【純資産の部】	
電話加入権	XXX,XXX	株主資本	△ X,XXX,XXX
投資その他の資産	XXX,XXX	資本金	XXX,XXX
投資有価証券	XXX,XXX	資本剰余金	XXX,XXX
差入保証金	XXX,XXX	資本準備金	XXX,XXX
破産更生等債権	XXX,XXX	その他資本剰余金	XXX,XXX
長期前払費用	XXX,XXX	利益剰余金	△ X,XXX,XXX
求償権	XXX,XXX	利益準備金	XXX,XXX
事前求償権	XXX,XXX	その他利益剰余金	△ X,XXX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	純資産合計	△ X,XXX,XXX
資産合計	XX,XXX,XXX	負債及び純資産合計	XX,XXX,XXX

（追加情報）

1. 財産評定において採用した主な資産別の時価評定方法
.....
2. 上記の更生債権等には額未定債権が含まれている。

記載例 4 財産目録（財産価額評定総括表）

財産価額評定総括表
平成○年○月○日現在（開始決定日）

（単位：円）

勘定科目	帳簿価額	評定額	評定損益 (△：損失)	頁
【資産の部】				
流動資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
現金預金	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
受取手形	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
売掛金	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
たな卸資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
短期貸付金	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
前払費用	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
未収入金	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
繰延税金資産	XXX,XXX	—	△ XXX,XXX	
その他流動資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
貸倒引当金	△ XXX,XXX	△ XXX,XXX	△ XXX,XXX	
固定資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
有形固定資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
建物	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
機械装置	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
土地	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
建設仮勘定	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
リース資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
無形固定資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
電話加入権	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
投資その他の資産	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
投資有価証券	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
差入保証金	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
破産更生等債権	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
長期前払費用	XXX,XXX	XXX,XXX	△ XXX,XXX	
求償権	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	
事前求償権	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	
繰延税金資産	XXX,XXX	—	△ XXX,XXX	
貸倒引当金	△ XXX,XXX	△ XXX,XXX	△ XXX,XXX	
繰延資産	XXX,XXX	—	△ XXX,XXX	
新株発行費	XXX,XXX	—	△ XXX,XXX	
資産合計	XX,XXX,XXX	XX,XXX,XXX	△ XX,XXX,XXX	

（注）帳簿価額には、財産評定前貸借対照表の金額を記載する。評定額には、財産評定後貸借対照表の金額を記載する。

財産価額評定総括表（続き）
平成〇年〇月〇日現在（開始決定日）

（単位：円）

勘定科目	帳簿価額	財産価額評定						財産評定損益 （△：損失）	頁
		共益債権	更生担保権	優先的更生債権	一般更生債権	開始後弁済少額債権	計		
【負債の部】									
流動負債	XXX,XXX		XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
支払手形	XXX,XXX				XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX		
買掛金	XXX,XXX	XXX,XXX			XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
短期借入金	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX	—	
未払金	XXX,XXX	XXX,XXX			XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
未払費用	XXX,XXX	XXX,XXX		XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
未払法人税等	XXX,XXX	XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX	XXX,XXX	—	
未払消費税等	XXX,XXX	XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX	XXX,XXX	—	
前受金	XXX,XXX	XXX,XXX			XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
預り金	XXX,XXX	XXX,XXX			XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
割引手形	XXX,XXX				XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
保証債務	XXX,XXX				XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
その他流動負債	XXX,XXX	XXX,XXX			XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	—	
固定負債	XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX	—	
長期借入金	XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX		
繰延税金負債	XXX,XXX						—	XXX,XXX	
退職給付引当金	XXX,XXX	XXX,XXX					XXX,XXX		
リース債務	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX		XXX,XXX		XXX,XXX	—	
負債合計	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	

記載例5 財産目録（財産価額評定内訳明細表）

勘定科目	区 分	帳簿価額	評定額	評定損益	評定指針	確認資料	備 考
現金預金	現 金 本 社						
	〇〇支店						
	□□工場						
	△△工場						
	現金小計						
	当座預金 〇〇銀行 〇〇支店						
	普通預金 〇〇銀行 〇〇支店						
	△△銀行 △△支店						
	預金小計						
	現金及び預金 計						
売掛金	(株)〇〇物産						
	△△商事						
	(株)××屋						
	売掛金 計						
製 品	〇〇支店						
	(内訳省略)						
	□□工場						
	(内訳省略)						
	△△工場						
	(内訳省略)						
	製品 計						
(略)							

勘定科目	区 分	帳簿価額	評定額	評定損益	評定指針	確認資料	備 考
建 物	本 社 (内訳省略)						
	〇〇支店 (内訳省略)						
	□□工場 (内訳省略)						
	△△工場 (内訳省略)						
	建物 計						
	(略)						
土 地	本 社 (内訳省略)						
	〇〇支店 (内訳省略)						
	□□工場 (内訳省略)						
	△△工場 (内訳省略)						
	土地 計						
	(略)						
投資有価証券	〇〇株式会社 株式 〇〇株 株式会社△△ 社債 △△百万円 第×回割引債 国庫債券 ××百万円						
	計						
	(略)						

記載例6 認可前基準日貸借対照表

認可前基準日貸借対照表
平成〇年〇月〇日現在（認可前基準日）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	XXX,XXX	共益債権	XXX,XXX
現金預金	XXX,XXX	流動負債	XXX,XXX
受取手形	XXX,XXX	買掛金	XXX,XXX
売掛金	XXX,XXX	短期借入金	XXX,XXX
たな卸資産	XXX,XXX	未払金	XXX,XXX
短期貸付金	XXX,XXX	未払費用	XXX,XXX
前払費用	XXX,XXX	未払法人税等	XXX,XXX
未収入金	XXX,XXX	未払消費税等	XXX,XXX
繰延税金資産	XXX,XXX	前受金	XXX,XXX
その他流動資産	XXX,XXX	預り金	XXX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	その他流動負債	XXX,XXX
固定資産	XXX,XXX	固定負債	XXX,XXX
有形固定資産	XXX,XXX	退職給付引当金	XXX,XXX
建物	XXX,XXX	繰延税金負債	XXX,XXX
機械装置	XXX,XXX		
土地	XXX,XXX	更生債権等	XXX,XXX
建設仮勘定	XXX,XXX	更生担保権	XXX,XXX
リース資産	XXX,XXX	優先的更生債権	XXX,XXX
		一般更生債権	XXX,XXX
無形固定資産	XXX,XXX	開始後弁済少額債権	XXX,XXX
電話加入権	XXX,XXX	負債合計	XX,XXX,XXX
のれん	XXX,XXX	[純資産の部]	
投資その他の資産	XXX,XXX	株主資本	△ X,XXX,XXX
投資有価証券	XXX,XXX	資本金	XXX,XXX
差入保証金	XXX,XXX	資本剰余金	XXX,XXX
破産更生等債権	XXX,XXX	資本準備金	XXX,XXX
長期前払費用	XXX,XXX	その他資本剰余金	XXX,XXX
求償権	XXX,XXX	利益剰余金	△ X,XXX,XXX
事前求償権	XXX,XXX	利益準備金	XXX,XXX
繰延税金資産	XXX,XXX	その他利益剰余金	△ X,XXX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	評価換算差額等	XX,XXX
		その他有価証券評価差額金	XX,XXX
		純資産合計	△ X,XXX,XXX
資産合計	XX,XXX,XXX	負債及び純資産合計	XX,XXX,XXX

(追加情報)

1. 平成〇年〇月〇日現在を基準日とする更生計画案に基づく更生会社の事業全体の価値の算定を〇〇〇〇へ依頼し、その算定結果等を参考に事業全体の価値は、XXX,XXX円であると評定した。

事業全体の価値の内訳と金額

(単位：円)

	平成〇年〇月〇日現在
継続する事業の事業価値	XXX,XXX
通常の営業上必要となる金額を超過する現金預金の金額	XXX,XXX
遊休資産の処分価額	XXX,XXX
継続しない事業の売却等による処分価額	XXX,XXX
事業全体の価値	XXX,XXX

第三者機関による算定方法及び算定根拠

〇〇〇〇は、継続する事業の価値について〇〇法を用いた上で、その分析結果を総合的に勘案して事業全体の価値を算定した。

2. 事業全体の価値を超える負債の額

(単位：円)

	平成〇年〇月〇日現在
共益債権	XXX,XXX
更生担保権	XXX,XXX
優先的更生債権	XXX,XXX
一般更生債権	XXX,XXX
更生債権等	XXX,XXX
事業全体の価値	XXX,XXX
事業全体の価値を超える更生債権等	XXX,XXX

3. 会社更生法施行規則第1条第3項に基づき、認可決定日において、のれんをXXX,XXX円計上する予定である。当該のれんの算定基礎は以下のとおりである。

.....

4. 事業全体の価値の額の算定に関する重要な事項

.....

5. 更生計画案に基づく認可後の資本構成

.....

記載例 7 認可決定時貸借対照表

認可決定時貸借対照表
平成〇年〇月〇日現在（認可決定日）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	XXX,XXX	流動負債	XXX,XXX
現金預金	XXX,XXX	買掛金	XXX,XXX
受取手形	XXX,XXX	短期借入金	XXX,XXX
売掛金	XXX,XXX	未払金	XXX,XXX
たな卸資産	XXX,XXX	未払法人税等	XXX,XXX
短期貸付金	XXX,XXX	未払消費税等	XXX,XXX
前払費用	XXX,XXX	前受金	XXX,XXX
未収入金	XXX,XXX	預り金	XXX,XXX
繰延税金資産	XXX,XXX	1年以内返済更生 債権等	XXX,XXX
その他流動資産	XXX,XXX	再構築引当金	XXX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	その他流動負債	XXX,XXX
固定資産	XXX,XXX	固定負債	XXX,XXX
有形固定資産	XXX,XXX	更生担保権	XXX,XXX
建物	XXX,XXX	優先的更生債権	XXX,XXX
機械装置	XXX,XXX	一般更生債権	XXX,XXX
土地	XXX,XXX	退職給付引当金	XXX,XXX
建設仮勘定	XXX,XXX	繰延税金負債	XXX,XXX
無形固定資産	XXX,XXX	負債合計	XXX,XXX
電話加入権	XXX,XXX	〔純資産の部〕	
のれん	XXX,XXX	株主資本	△X,XXX,XXX
投資その他の資産	XXX,XXX	資本金	XXX,XXX
投資有価証券	XXX,XXX	資本剰余金	XXX,XXX
差入保証金	XXX,XXX	資本準備金	XXX,XXX
破産更生等債権	XXX,XXX	その他資本剰余金	XXX,XXX
長期前払費用	XXX,XXX	利益剰余金	△X,XXX,XXX
求償権	XXX,XXX	利益準備金	XXX,XXX
事前求償権	XXX,XXX	その他利益剰余金	△X,XXX,XXX
繰延税金資産	XXX,XXX	評価換算差額等	XX,XXX
貸倒引当金	△ XXX,XXX	その他有価証券評価 差額金	XX,XXX
		純資産合計	△X,XXX,XXX
資産合計	XXX,XXX	負債及び純資産合計	XXX,XXX

平成○年○月○日（認可決定日の属する事業年度の期首）
～平成○年○月○日（認可決定日）

（単位：円）

科 目	金 額	
売上高		XXX,XXX
売上原価		XXX,XXX
売上総利益		XXX,XXX
販売費及び一般管理費		XXX,XXX
営業利益		XXX,XXX
営業外収益		
受取利息	XXX,XXX	
受取配当金	XXX,XXX	
雑収入	XXX,XXX	XXX,XXX
営業外費用		
支払利息	XXX,XXX	
雑損失	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益		XXX,XXX
特別利益		
投資有価証券売却益	XXX,XXX	
貸倒引当金戻入益	XXX,XXX	
財産評定益	XXX,XXX	
私財提供益	XXX,XXX	
債務免除益	XXX,XXX	
のれん計上益	XXX,XXX	XXX,XXX
特別損失		
固定資産売却損	XXX,XXX	
特別退職金	XXX,XXX	
財産評定損	XXX,XXX	
債権届出調査損	XXX,XXX	XXX,XXX
税引前当期純利益（△損失）		XXX,XXX
法人税、住民税及び事業税	XXX,XXX	
法人税等調整額	△ XXX,XXX	XXX,XXX
当期純利益（△損失）		XXX,XXX

（追加情報）

1. 更生計画の概要

甲裁判所は、平成○年○月○日に乙株式会社の更生計画を認可した。認可された計画の内容は以下のとおりである。

- ① 更生担保権：（認可決定時における）乙株式会社の更生担保権（東京都千代田区○○に所在する土地の第一順位の抵当権により担保されている。）付き債務は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間にわたり年額XXX千円及び年利XX%の利息が支払われ、平成○年○月○日をもって返済が完了する計画である。
- ② 優先的更生債権：（認可決定時における）未払給与XX千円、未払○○税XXX千円及び未払社会保険料XX千円は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間にわたり年額XXX千円及び年利XX%の利息が支払われ、平成○年○月○日をもって返済が完了する計画である。
- ③ 一般更生債権：（認可決定時における）乙株式会社の一般更生債権は、更生計画の認可決定をもって消滅し、一般更生債権者はその所持する債権額の○%を、平成○年○月○日に現金にて弁済を受けるとともに、新規に発行される議決権ある普通株式の○%を

取得する計画である。

④ 更生計画に基づき、平成○年○月○日に払戻しを伴わない無償減資を実施する。減少する資本の額はXXX千円である。

⑤ 債務の株式化：一般更生債権の所持人は、その放棄する債権に代えて、新規に発行される議決権ある普通株式の○%を平成○年○月○日に取得する計画である。

2. 額未定更生債権の額、内訳及びその取扱い

.....

3. のれんの算定基礎

会社更生法施行規則第1条第3項に基づき、認可決定日においてのれんを計上した。計上されたのれんの算定基礎は以下のとおりである。

平成○年○月○日現在
会社更生規則第51条に基づく基準日

(単位：円)

事業全体の価値		XXX,XXX
資産総額	XXX,XXX	
共益債権	△ XXX,XXX	
運転負債	△ XXX,XXX	XXX,XXX
差引：のれん計上額		<u>XXX,XXX</u>

記載例 8 清算貸借対照表の様式

清算貸借対照表
平成○年○月○日現在

(単位：円)

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	XXX,XXX	財団債権	XXX,XXX
現金預金	XXX,XXX	買掛金	XXX,XXX
受取手形	XXX,XXX	短期借入金	XXX,XXX
売掛金	XXX,XXX	未払金	XXX,XXX
商品	XXX,XXX	未払法人税等	XXX,XXX
製品	XXX,XXX	未払消費税等	XXX,XXX
原材料	XXX,XXX	前受金	XXX,XXX
仕掛品	XXX,XXX	預り金	XXX,XXX
その他流動資産	XXX,XXX	その他流動負債	XXX,XXX
固定資産	XXX,XXX	別除権予定額	XXX,XXX
有形固定資産	XXX,XXX	短期借入金	XXX,XXX
建物	XXX,XXX	長期借入金	XXX,XXX
建物附属設備	XXX,XXX	リース債務	XXX,XXX
構築物	XXX,XXX	破産債権等	XXX,XXX
機械装置	XXX,XXX	優先的破産債権	XXX,XXX
土地	XXX,XXX	一般破産債権	XXX,XXX
建設仮勘定	XXX,XXX	少額債権	XXX,XXX
リース資産	XXX,XXX	負債合計	XX,XXX,XXX
無形固定資産	XXX,XXX	[純資産の部]	
電話加入権	XXX,XXX	株主資本	△ X,XXX,XXX
投資その他の資産	XXX,XXX	資本金	XXX,XXX
投資有価証券	XXX,XXX	資本剰余金	XXX,XXX
関係会社株式	XXX,XXX	利益剰余金	△ X,XXX,XXX
出資金	XXX,XXX		
長期貸付金	XXX,XXX		
資産合計	XX,XXX,XXX	純資産合計	△XX,XXX,XXX
		負債・純資産合計	XX,XXX,XXX

(追加情報)

1. 予想配当可能額と破産配当率の試算

(単位：千円)

① 清算処分価額による資産総額	XX,XXX
② 相殺予定額	X,XXX
③ 優先債権	XX,XXX
④ 別除権予定額	XX,XXX
⑤ 予想財団債権額	
i 支出予定共益費	X,XXX
ii その他	X,XXX
⑥ 予想配当可能額 {①－ (②＋③＋④＋⑤)}	X,XXX
⑦ 一般破産債権	XX,XXX
⑧ 破産配当率 (⑥／⑦)	X. XX%

巻末 設例による解説

注意事項：

以下に示す設例は、本文の理解に資するために単純化して作成されたものであり、実務を反映するものではない。また、本設例は一例にすぎず、更生会社及び管財人、更生債権者等、スポンサー候補企業、その他利害関係者等、事業全体の価値を算定する各算定主体の状況により、計算モデル、計算方法、前提条件、使用される財務指標等は全く異なる。事業全体の価値を算定する主体は、それぞれの実態に合わせて適切な計算を行うことが必要である。

設例1 事業全体の価値（DCF法）

1. 前提条件

- ① 将来キャッシュ・フロー計画は、更生計画案の基礎となる利益計画（5年間にて計画）を使用した。なお、更生計画案において更生債権の弁済予定期間は5年間とされている。
- ② 法人税率は予測期間にわたり40%とする。なお、一般に更生計画では、繰越欠損金の利用等により、計画開始後数年間は課税所得が発生しない場合が多いが、本設例では税金支出を考慮した。
- ③ 将来キャッシュ・フローの予測において、利息費用は含まないものとする。
- ④ 将来キャッシュ・フローの見積期間である計画認可後1年目の期首において、税務上の繰越欠損金及び一時差異項目はないものとする。また、計画期間において税務上の一時差異は発生しないものとする。
- ⑤ 運転資本の増減は、支払条件が正常化することにより、仕入債務が増加しキャッシュ・フローが改善する1年目のみ考慮し、2年目以降は無視している。
- ⑥ 割引率は、将来キャッシュ・フローの変動リスク、非流動性リスク等を考慮し、10%を適用した（本設例では、割引率推計の経緯は省略している。）。
- ⑦ 将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクは、割引率に反映されているものとし、継続事業の事業価値の算定を行う（伝統的キャッシュ・フロー・アプローチを採用する。）。
- ⑧ 計画期間終了後の残存価値は、計画認可後5年目の利息控除前・税引後利益の10倍とする。なお、評価対象となる継続事業は、業種リスク及び更生法適用会社としてのリスク等を勘案し、残存価値に対して30%相当額を減額する（本設例では、それぞれ10倍及び減額される30%相当額の推計経緯は省略している。）。
- ⑨ 更生計画案において、遊休資産及びノンコア事業の廃止を予定している。認可前基準日において、遊休資産及び廃止を予定しているノンコア事業用資産の処分価額はそれぞれ100及び200であり、計画認可後1年目の期首において、これらを売却することが確定している。
- ⑩ 認可前基準日貸借対照表の現金預金には、通常の営業上必要となる金額を超過する額が10含まれている。なお、計画認可後1年目の期首においても、同様であると見込まれている。
- ⑪ 将来キャッシュ・フロー計画の始点における貸借対照表は、認可前基準日貸借対照表と同一であるものとした。認可前基準日貸借対照表は次のとおりとする。

認可前基準日貸借対照表

資 産		負債及び純資産	
流動資産	(350)	共益債権	(350)
現金預金	40	買掛金	150
売上債権	200	借入金	200
たな卸資産	100	更生債権等	(1,650)
その他	10	更生担保権	500
固定資産	(750)	優先的更生債権	50
土地・建物	500	一般更生債権	1,000
その他	250	開始後弁済少額債権	100
		負債合計	2,000
処分予定資産	(300)	株主資本	△600
遊休資産	100		
廃止予定事業用資産	200	純資産合計	△600
資産合計	1,400	負債及び純資産合計	1,400

2. 事業全体の価値の算定過程

(1) 継続事業の利益及びキャッシュ・フロー計画

		計画期間					残存期間
		計画認可後 1 年目	計画認可後 2 年目	計画認可後 3 年目	計画認可後 4 年目	計画認可後 5 年目	計画認可後 6 年目以降
	売上高	2,850	2,850	2,900	2,950	3,000	3,000
	営業費用	2,750	2,580	2,620	2,660	2,700	2,700
	営業利益	100	270	280	290	300	300
	営業利益率	3.5%	9.5%	9.7%	9.8%	10.0%	10.0%
	利息控除前・税引前利益	100	270	280	290	300	300
	税金支出	(40)	(108)	(112)	(116)	(120)	(120)
①	利息控除前・税引後利益	60	162	168	174	180	180
②	減価償却費	60	65	70	68	60	
③	設備投資額	(70)	(80)	(75)	(70)	(60)	
④	運転資本増減	50					
⑤	事業再構築のための支出	(200)					
⑥	キャッシュ・フロー (FCF) (注) (①～⑤合計)	(100)	147	163	172	180	180

(注) キャッシュ・フロー (FCF) = 利息控除前・税引後利益 + 非現金支出費用 (減価償却費) - 設備投資額 + / - 運転資本増減 - 計画期間前に認識した運転負債以外の負債減少による支出

(2) 計画期間における継続事業のキャッシュ・フローの現在価値計算

		計画認可後 1 年目	計画認可後 2 年目	計画認可後 3 年目	計画認可後 4 年目	計画認可後 5 年目	
①	FCF	(100)	147	163	172	180	((1)⑥)
②	現価率 (期央主義)	0.953	0.866	0.787	0.715	0.650	
③	現在価値	(95)	127	128	123	117	((1)×②)
④	現在価値の合計額	400	(③の計画認可 1 年目から 5 年目までの合計)				

(3) 継続事業の残存価値の計算

①	6年目以降のFCF	180	(1)⑥計画認可後6年目以降のFCF
②	6年目期首の価値 (FCFの10倍)	1,800	(①×10)
③	減額(30%)	540	(②×0.3)
④	6年目期首の現価率	0.620	
⑤	残存価値	781	((②－③)×④)

(4) DCFによる継続事業の事業価値の計算

①	計画期間のFCF現在価値	400	((2)④の合計額)
②	残存価値	781	((3)⑤の金額)
③	DCFによる継続事業の事業価値	1,181	

(5) 事業全体の価値

①	DCFによる継続事業の事業価値	1,181
②	現金預金中、通常の営業上必要となる 金額を超過する金額	10
③	遊休資産の処分価額	100
④	継続しない事業の処分価額	200
	事業全体の価値(①～④合計)	1,491

3. 事業全体の価値と資産及び負債並びにのれんの関係

資 産	事業全体の価値		弁済及び免除	負 債
共益債権中の買掛金と見合いの資産 (内150)	共益債権中の買掛金と見合いの資産 150	共益債権中の買掛金 150	共益債権中の買掛金 150	認可前基準日貸借 対照表の負債総額 2,000
認可前基準日貸借 対照表の資産総額 1,400	余剰現金 10	事業全体の価値 1,491	共益債権中の借入金 200	
	遊休資産の処分価額 100		更生債権等の弁済 予定額 1,291（注2）	
	廃止予定事業の処分価額 200			
	DCF法により算定された継続事業の 事業価値 1,181			
のれん 241（注1）				
(合計1,641)			免除される債務 359 (合計2,000)	

(注1) のれんの算定

のれん計上額＝事業全体の価値1,491－（認可前基準日貸借対照表の資産総額1,400
－共益債権中の買掛金150）＝241

(注2) 事業全体の価値1,491から共益債権中の借入金200を控除した1,291が更生債権等の弁済予定額となる。

(注3) 認可前基準日貸借対照表の負債総額2,000より、共益債権350（買掛金150、借入金200）を控除した1,650から、更生債権等の弁済予定額1,291を更に控除した額359が免除される債務となる。

設例２ 事業全体の価値（乗数法）

1. 前提条件

- ① 評価対象となる継続事業と、乗数推計の基礎となる類似会社の財務指標の相関を検討した結果、支払利息及び税金控除前利益（Earnings Before Interest and Tax。以下「EBIT」という。）と減価償却費、支払利息及び税金控除前利益（Earnings Before Interest, Tax, Depreciation and Amortization。以下「EBITDA」という。）が乗数推計の基礎となる財務指標として、最も合理的かつ客観的であるものとする。
- ② 乗数推計の基礎となる類似会社の財務指標は、その影響が採用した時価に適切に反映されているものとし、直近見込値又は次年度の業績予想値のいずれかを採用した。
- ③ 乗数推計の基礎となる類似会社を６社選定し、財務指標のEBIT及びEBITDAについて、６社単純平均、中央値、異常値（最高値及び最低値を異常値とした。）排除後の平均でのそれぞれの乗数を算定する（類似会社の選定過程については、省略している。）。
- ④ 評価対象となる継続事業の財務指標については、将来の不確実性及び計画認可後１年目の異常値を考慮し、計画が順調に達成され、業績が回復すると見込まれる計画認可後２年目の計画値を採用する。
- ⑤ 更生計画案に基づくリストラ支出（事業再構築のための諸施策）は、計画認可後１年目の期首に実施されるものとする。なお、これに備えて過去に事業再構築引当金を計上済みである。
- ⑥ 評価対象となる継続事業の業種リスク及び更生法適用会社としてのリスク等を勘案し、評価対象となる継続事業の財務指標に乗数倍率を乗じて算定された評価額の30%相当額を減額する。
- ⑦ 認可前基準日貸借対照表は設例１と同じとする。

2. 事業全体の価値の算定過程

(1) 類似会社データの推計

	A社	B社	C社	D社	E社	F社
決算期	3月31日	3月31日	3月31日	12月31日	3月31日	12月31日
EBIT（直近見込値）	300	100	40	150	500	250
EBITDA（直近見込値）	330	140	45	165	620	320
有利子負債	700	1,200	60	10	1,200	1,400
時価総額	1,400	350	180	450	2,300	800
企業価値	2,100	1,550	240	460	3,500	2,200
① EBIT倍率	7.0	15.5	6.0	3.1	7.0	8.8
② EBITDA倍率	6.4	11.1	5.3	2.8	5.7	6.9

(2) 乗数の推計

	EBIT倍率	EBITDA倍率
① 6社単純平均	7.9	6.4
② 中央値	7.0	6.0
③ 異常値（最高値及び最低値）を除外	7.2	6.1

(3) 継続事業の利益計画

		計画期間					残存期間
		計画認可後 1年目	計画認可後 2年目	計画認可後 3年目	計画認可後 4年目	計画認可後 5年目	計画認可後 6年目以降
①	売上高	2,850	2,850	2,900	2,950	3,000	3,000
	営業利益 (EBIT)	100	270	280	290	300	300
	営業利益率	3.5%	9.5%	9.7%	9.8%	10.0%	10.0%
	税引前利益 (損失)	100	270	280	290	300	300
	法人税等	40	(108)	(112)	(116)	(120)	(120)
	税引後利益 (損失)	60	162	168	174	180	180
	減価償却費	60	65	70	68	60	
②	EBITDA	160	335	350	358	360	

(4) 乗数法による継続事業の事業価値

① ケース 1：中央値乗数による計算

		乗数(a)	財務指標(b)	(c) = (a) × (b)	(d) = (c) × 0.7 (注)
①	EBIT倍率	7.0	270	1,890	1,323
②	EBITDA倍率	6.0	335	2,010	1,407
	平 均				1,365

(注) 30%相当額を減額

② ケース 2：異常値排除後乗数による計算

		乗数(a)	財務指標(b)	(c) = (a) × (b)	(d) = (c) × 0.7 (注)
①	EBIT倍率	7.2	270	1,944	1,361
②	EBITDA倍率	6.1	335	2,044	1,431
	平 均				1,396

(注) 30%相当額を減額

(5) 事業全体の価値

① ケース 1：中央値乗数による計算

①	乗数法による継続事業の事業価値	1,366
②	リストラ支出	△200
③	乗数法による継続事業の事業価値 (リストラ支出控除後) (①+②)	1,166
④	現金預金中、通常の営業上必要となる金額を超過する金額	10
⑤	遊休資産の処分価額	100
⑥	継続しない事業の処分価額	200
	事業全体の価値 (③～⑥合計)	1,476

② ケース 2：異常値排除後乗数による計算

①	乗数法による継続事業の事業価値	1,396
②	リストラ支出	△200
③	乗数法による継続事業の事業価値 (リストラ支出控除後) (①+②)	1,196
④	現金預金中、通常の営業上必要となる金額を超過する金額	10
⑤	遊休資産の処分価額	100
⑥	継続しない事業の処分価額	200
	事業全体の価値 (③～⑥合計)	1,506

3. 事業全体の価値と資産及び負債並びにのれんの関係 (ケース 1 の場合)

資 産	事業全体の価値		弁済及び免除	負 債
共益債権中の買掛金と見合いの資産 (内150)	共益債権中の買掛金と見合いの資産 150	共益債権中の買掛金 150	共益債権中の買掛金 150	認可前基準日貸借対照表の負債総額 2,000
認可前基準日貸借対照表の資産総額 1,400	余剰現金 10	事業全体の価値 1,476	共益債権中の借入金 200	
	遊休資産の処分価額 100			
	廃止予定事業の処分価額 200		更生債権等の弁済予定額 1,276（注2）	
	乗数法により算定された継続事業の事業価値 1,166			
のれん 226（注1）	（リストラ支出 200控除後）			
(合計1,626)			免除される債務 374	
			(合計2,000)	

(注1) のれんの算定

のれん計上額＝事業全体の価値1,476－（認可前基準日貸借対照表の資産総額1,400
－共益債権中の買掛金150）＝226

(注2) 事業全体の価値1,476から共益債権中の借入金200を控除した1,276が更生債権等の弁済予定額となる。

(注3) 認可前基準日貸借対照表の負債総額2,000より、共益債権350（買掛金150、借入金200）を控除した1,650から、更生債権等の弁済予定額1,276を更に控除した額374が免除される債務となる。

設例3 破産配当率の試算の設例

1. 前提条件

- ① 時点は認可前基準日を想定している。
- ② 基準日の清算処分価額による資産総額は65百万円であった。
- ③ 基準日の負債総額は100百万円である。
- ④ 基準日の資産総額に含まれる不動産のうち、抵当権が設定されているものの、その清算処分価額は42百万円である。このほか、銀行預金との相殺可能額が1百万円ある。
- ⑤ 基準日の負債総額に含まれる財団債権等は14百万円であり、その内訳は次のとおりである。
 - ・買掛金1百万円（財団債権）
 - ・従業員給与・退職金の未払額13百万円（優先債権）
- ⑥ 破産移行後に見込まれている、管財人費用等の事務費支出予定額は5百万円である。
- ⑦ 破産移行後に見込まれる租税（固定資産税等）は1百万円であった。

2. 破産配当率の試算

（単位：百万円）

No	摘 要	資産総額	負債総額
A	清算処分価額による資産総額、負債総額	65	100
B	別除権とその評価額	42	42
C	借入金と銀行預金との相殺	1	1
D	財団債権、優先債権	14	14
E	見込まれる事務費	5	
F	見込まれる租税	1	
G	計（B＋C＋D＋E＋F）	63	57
H	差引（A－G）	2	43
I	予想配当可能額	2	
J	一般破産債権		43

破産配当率（I ÷ J）＝4.7%

上記表における破産配当率の試算は、資産負債ともに、貸借対照表に計上されている総額である65百万円、100百万円を基礎とする。

優先的に支払が実行される別除権及び相殺等の対象となる資産及び負債を控除する。

具体的には、抵当権が設定されている不動産等の清算処分価額42百万円、借入金と銀行預金との相殺1百万円、財団債権、優先債権14百万円を資産総額及び負債総額からそれぞれ控除する。また、見込まれる事務費5百万円、見込まれる租税1百万円については、清算貸借対照表の負債にはいまだ計上されていないため、配当原資たる資産総額から控除する。

以上の結果、予想配当可能額と一般破産債権はそれぞれ2百万円及び43百万円となり、破産配当率を4.7%と試算する。

3. 破産配当率の試算計算書

破産配当率の試算書

(単位：百万円)

①	清算処分価額による資産総額	65
②	相殺予定額	1
③	優先債権	13
④	別除権予定額	42
⑤	予想財団債権額	
i	支出予定共益費	5
ii	その他	2
⑥	予想配当可能額 {①－(②＋③＋④＋⑤)}	2
⑦	一般破産債権	43
⑧	破産配当率 (⑥／⑦)	4.7%

以 上

参考文献

1. 兼子 一監修 三ヶ月 章、竹下守夫、他著 「条解 会社更生法」(第四次補訂版) 弘文堂 2001年
2. 森井英雄、升田 純、辰野久夫、池辺吉博著 「債権譲渡特例法の実務」(新訂第2版)(社) 商事法務研究会 2004年
3. (社) 法令用語研究会編 「法律用語辞典」 有斐閣 2006年
4. 加藤新太郎編 「判例Check債権・動産担保の効力」 新日本法規出版 2001年
5. 企業再生ネットフォーラム編 「企業再生の法律・会計」 (社) 商事法務研究会 2002年
6. 伊藤 眞、荻原正佳編著 「金融商品会計の完全解説」(改訂6版) 財経詳報社 2006年
7. 都 正二 「減損処理後の会計処理及び開示」(「企業会計」(2002 Vol.54 No.11)) 中央経済社
8. 日本公認会計士協会東京会調査研究部編 公認会計士業務資料集第41号「企業会計における時価について検討されたい」
日本公認会計士協会東京会 2001年
9. トム・コーブランド、ティム・コラー、ジャック・ミュリン著 マッキンゼー・コーポレート・ファイナンス・グループ
訳 「企業価値評価」 ダイヤモンド社 2002年
10. シャノン・P・プラット著 菊池正俊訳 「資本コストを活かす経営」 東洋経済新報社 1999年
11. マイケル・エアハルト著 真壁昭夫、鈴木毅彦訳 「資本コストの理論と実務[新しい企業価値の探求]」 東洋経済新報
社 2001年
12. 森生 明著 「MBAバリュエーション」 日経BP社 2001年
13. 園尾隆司、中島 肇 著 「新・裁判実務体系10 破産法」 青林書院 2002年
14. 大沼長清ほか著 「会社税務マニュアルシリーズ1 設立・解散」 ぎょうせい 2006年
15. 深山卓也、田中 博、牧野治世子、長場信夫、奥田かつ枝筆 「会社更生法と不動産鑑定 会社更生法改正要綱試案を視
野に入れ」(「不動産鑑定」2002年8月号) 不動産鑑定実務研究会
16. 国土交通省 「不動産鑑定評価基準」 2002年
17. (社) 日本不動産鑑定協会 「不動産鑑定評価基準運用上の留意事項」 2002年
18. (社) 日本不動産鑑定協会 「民事再生法に係る不動産鑑定評価の留意事項について」 2000年
19. 法務省 「最高裁判所規則第2号」 2003年
20. 法務省 「省令案の解説」 2002年
21. 法務省民事局参事官室 「会社更生法改正要綱試案補足説明」 2002年
22. 事業再生研究機構財産評定委員会 「改正会社更生法の財産評定における時価」(「NBL」No.752) 商事法務 2003年
23. 栗原良枝筆 「工場財団抵当の見直しの課題」(「季刊 債権管理」No.95) 金融財政事情研究会 2002年
24. 森 健一筆 「執行裁判所にみる鑑定評価の新しい流れ」(「季刊 債権管理」No.99) 金融財政事情研究会 2003年
25. A I C P A 「Statement of Position 90-7 Financial Reporting by Entities in Reorganization Under the Bankruptcy
Code」 1990年
26. F A S B F A S 7 「Accounting and Reporting by Development Stage Enterprises」(「開示前の企業の会計及び報
告」日本公認会計士協会国際委員会訳) 1975年
27. F A S B F A S 38 「Accounting for Preacquisition Contingencies of Purchased Enterprises」(「被買収企業の買
収前の偶発事象に対する会計処理」日本公認会計士協会国際委員会訳) 1980年
28. F A S B F A S 109 「Accounting for Income Taxes」(「法人所得税の会計処理」日本公認会計士協会国際委員会訳)
1992年

29. FASB FAS121 「Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of」 (「長期性資産の減額及び処分予定の長期性資産の会計処理」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 1995年
30. FASB FAS142 「Goodwill and Other Intangible Assets」 (「暖簾及びその他の無形資産」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 2001年
31. ARB ARB43 「Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins」 1953年
32. IASC IAS12 「Income Taxes」 (「法人所得税」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 2000年
33. IASC IAS16 「Property, Plant and Equipment」 (「有形固定資産」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 1998年
34. IASC IAS22 「Business Combinations」 (「企業結合」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 1998年
35. IASC IAS35 「Discontinuing Operations」 (「廃止事業」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 1999年
36. IASC IAS36 「Impairment of Assets」 (「資産の減損」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 2000年
37. IASC IAS37 「Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets」 (「引当金、偶発債務及び偶発資産」 日本公認会計士協会国際委員会訳) 1999年
38. 事業再生研究機構財産評定委員会編 『新しい会社更生手続の時価マニュアル』 商事法務 2003年